

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

第3期

中期経営計画書

～地域とともに歩み、地域とともに育つ社協～



【令和8年3月策定】



社会福祉法人

大津町社会福祉協議会

(社会福祉協議会の根拠法)

社会福祉法 第1章「総則」

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」 第1節「地域福祉計画」

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

社会福祉法 第10章「地域福祉の推進」 第2節「社会福祉協議会」

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

4 前第3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※発展・強化計画から中期経営計画に名称の変更を行いました。

は じ め に

本会では、町民の方々の安心・安全で、健康な暮らしを支えて行くために、平成28年3月に第1期発展・強化計画「地域をつなぐ あったかハート♡」を策定しました。計画期間中、平成28年熊本地震を経験しました。令和3年に第2期発展・強化計画「～発信！！発進！！地域の力～」を策定し、計画期間中、コロナ過を体験する中で、世界的な半導体企業の隣町への進出などもあり、大津町や本会を取り巻く環境は大きく変化しました。

そして社会全体では人口減少、超少子高齢社会を背景に、就業人口確保のための高齢者雇用の恒常化や地域内で就労する外国人が増加する中、高齢者、障がい児者、子どもなど、地域に住む全ての人々が共に暮らしていける地域づくり、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。このような状況を踏まえて、町と協働で令和7年3月に第4期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画「誰もがいっしょに安心していきいきと暮らせる大津町」を策定しました。

計画に取り組んで行く中で、地域における様々な生活課題を把握するとともに、課題解決に向けた新たな事業展開が必要となります。そして今後実現して行くためには、現在の本会には財源や事業運営体制等、様々な課題が噴出してきました。

このような様々な課題を解決し、今まで以上に、町民の方々の安心・安全で、健康な暮らしを支えて行くために、第3期大津町社会福祉協議会中期経営計画「～地域とともに歩み、地域とともに育つ社協～」を策定しました。

本計画書は本会の今後の方向性を示す中期的な計画です。大津町の地域福祉を推進していくためには、町民・行政・関係機関の支援や協力は欠かせませんので、今後ともご支援をお願い致します。

※計画期間：令和8年（2026）度～令和12年（2030）度

自 令和8年4月1日 至 令和13年3月31日（5年間）

令和8年3月
社会福祉法人大津町社会福祉協議会
会 長 金 田 英 樹

第3期 大津町社会福祉協議会中期経営計画書

もくじ

第1章 計画策定にあたって	- 3 -
1. 計画策定の趣旨	- 3 -
2. 計画の位置づけ	- 3 -
3. 大津町の現状	- 3 -
4. 計画の期間	- 3 -
第2章 第2期発展・強化計画の達成状況と評価	- 4 -
1. 第2期発展・強化計画の達成状況	- 4 -
2. 第2期発展・強化計画期間のまとめ	- 8 -
第3章 第3期中期経営計画の取り組み	- 9 -
1. 第3期中期経営計画策定の方法	- 9 -
2. 第3期中期経営計画の基本理念	- 22 -
3. 第3期中期経営計画の体系図	- 22 -
4. 基本目標	- 23 -
5. 第3期中期経営計画の評価方法	- 26 -
資料集	- 26 -

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「第4期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念「誰もがいっしょに安心していきいきと暮らせる大津町」を実現するため、社会福祉法人大津町社会福祉協議会（以下、社協）が具体的に担うこと、社協が継続して活動できるための基盤強化に取り組むことを町民、福祉活動者、福祉関連団体、福祉事業所、行政等と共に推進します。

2. 計画の位置づけ

この中期経営計画は「第4期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画」が目指す地域福祉を実現するために社協の基盤強化、人材育成、事業展開などの行動計画を定めたものです。

3. 大津町の現状

町の総人口は、マンション建設や住宅地開発などが進んでいることにより、増加しています。また、将来の人口推計においても増加傾向となっています。高齢化率については、増加を続けており、令和6年には23.3%に上がっています。全国と比べると低い値ではありますが、行政区ごとにみると、中心部を除いた周辺部では高齢化が進んでおり高齢化率が40%を超えている地区は、全69行政区中30行政区もあり、全体の40%を超えています。小学校区別に見ると、大津小校区、室小校区、美咲野小校区は30%未満なのに対して、南小校区、東小校区、護川小校区、北小校区共に30%を超えていますので、南部や北部の高齢化率が高くなっている現状にあります。

世帯数についても増加する一方で、1世帯当たりの人数は減少しており、一人暮らしの高齢者をはじめ、地域での見守りが重要となっています。また要介護度別認定者数も増加傾向にあり、令和6年は1,583人で、65歳以上人口の18.7%を占めていますので、これから適切な支援がますます必要になって来ることが分かります。

外国人についても増加傾向にあり、令和6年には1,172人になっていて、人口の3.3%になり、近隣住民との相互理解とコミュニティ形成が重要になってきます。

近年では、隣町への世界有数の半導体企業の進出や肥後大津駅からの空港アクセス鉄道の計画等で大きく町の状況が変化してきています。

4. 計画の期間

本計画は、令和8年度（2026）から令和12年度（2030）までの5年間の目標を定めています。

自 令和8年4月1日 至 令和13年3月31日（5年間）

第2章 第2期発展・強化計画の達成状況と評価

1. 第2期発展・強化計画の達成状況

第2期計画では、高齢者、障がい者、子どもなど全ての住民が助け合いながら暮らすことができる地域共生社会を実現するために、本会が取り組むべきことを重点に目標を立て、誰もが安心して幸せな暮らしができるようなまちづくりを目指します。

また基本理念を「～発信！！発進！！地域の力～」とし、地域住民の力を発信・発進できるような基本目標を策定し、取り組んでいきました。

計画の評価にあたっては、第2期計画にて作成した事業関連図（チャート）や事業展開図を活用し、5年間の達成状況を確認しました。

◎第2期発展・強化計画事業関連図（チャート）①

係名			
	事業名	財源	R7 (達成の状況)
総務係			
	法人運営事業	町補助含む	
	事務局長の設置	町補助	維持
	会計職員の設置	町補助	維持
	総務・庶務職員の設置	町補助	未実施
	事務補助職員の設置	町補助含む	維持
	総務・庶務・経理・管財	一般財源	実施
	職員研修・職員会議	一般財源	未実施
	勤務形態の検討		未実施
	退職積立事業	町補助含む	維持
	発展・強化計画の推進・評価		実施済
	ファンドレイジング		未実施
	老人福祉センター管理経営事業	受託事業	指定管理
		非常勤職員の設置	指定管理委託
		センター管理業務	指定管理委託
			R8～5年間更新
			維持
			維持
地域福祉係			
	地域福祉推進事業	町補助含む	
	福祉活動専門員の設置	町補助→町委託	維持
	地域福祉活動コーディネーターの設置3名	町補助→町委託	維持
	地区担当制の整備	町補助	未実施
	小地域福祉活動実践地区支援(15地区:16行政区)	町補助含む→町委託	16行政区
	小地域福祉活動推進地区支援(1地区:1行政区)	町補助含む→町委託	3行政区
	地域福祉活動推進委員育成(43地区:43行政区、67名)	町補助含む→町委託	33行政区:57名
	地域福祉活動計画書等関係		第4期計画策定済
	地域福祉推進懇談会	共募	維持
	福祉まつり	共募	維持
	町内イベントへの参加	共募	からいもフェスティバルに参加
	広報紙作成の検討	共募	年3回継続 漫画作成未実施
	SNSの活用方法、運用方法の検討	一般財源	未実施
	各種統計調査など	一般財源	維持
	心配ごと相談事業	受託事業	受託料
			維持
	総合相談事業	受託事業	未実施
	地域福祉権利擁護事業	県社協受託事業	町補助金含む
			維持
		地域福祉権利擁護支援員の設置	町補助含む→町委託
			嘱託職員2名

◎第2期発展・強化計画事業関連図（チャート）②

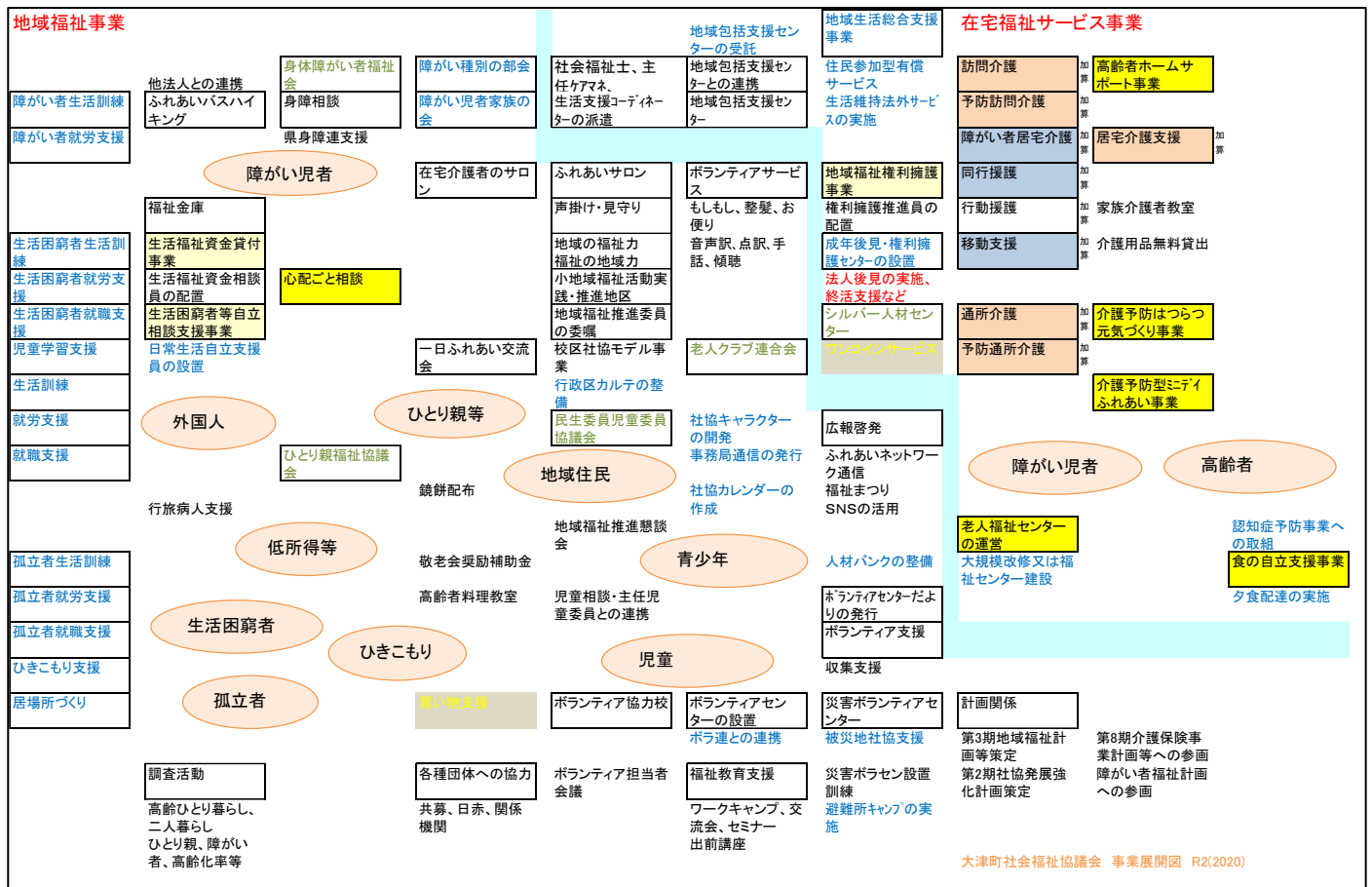
事業名		財源	R7 (達成の状況)
法人後見事業	法人後見		正規職員1名
	中核機関		未実施
生活困窮者等自立相談支援事業		県社協補助	正規職員2名兼務
低所得関係事業	生活福祉資金貸付事務受託事業	県社協受託金含む	維持
	生活福祉資金相談員の設置	県社協補助	兼務
	福祉金庫貸付事業	町補助含む	コロナ過で特例貸付を実施
高齢者関係事業	敬老会奨励事業	一般財源	維持
	ひとり暮らし高齢者饅頭配布	一般財源	廃止
	高齢者料理教室	共募	廃止
障害児・者関係事業	ふれあいバスハイキング	共募	休止事業見直し
ひとり親家庭(母子・父子)福祉事業	一人だけの金婚式	一般財源	維持
	一日ふれあい交流会	共募	維持
法外援助事業	行旅病人旅費	一般財源	維持
介護者支援事業	家族介護者交流事業	一般財源	維持
	介護者サロン「野ばら」	一般財源	休止事業見直し
ボランティアセンター事業	ボランティアコーディネーターの設置	町委託	嘱託職員1名
	ボランティア養成講座	共募	維持
	ボランティア交流会	共募	維持
	ボランティア活動推進セミナー	共募	維持
	ボランティア活動費	共募	維持
	もしもし電話サービス	共募	維持
	季節のおたよりサービス	共募	維持
	音声訳サービス	共募	維持
	点訳サービス	共募	維持
	整髪サービス	共募	維持
	住民参加型在宅福祉サービスの検討	共募	未実施
	社会福祉施設体験事業（ワークキャンプ）	共募	維持
	避難所体験キャンプ等の導入	共募	未実施
	ボランティア協力校事業	共募	維持
	福祉教育等への協力	共募	維持
	協力校会議などの開催	共募	維持
	善意銀行の設置運営	一般財源	維持
	災害ボラセン設置訓練の実施		未実施
	人材バンクの整備		未実施
	生活維持法外サービス(困りごと支援員)の準備		未実施

◎第2期発展・強化計画事業関連図（チャート）③

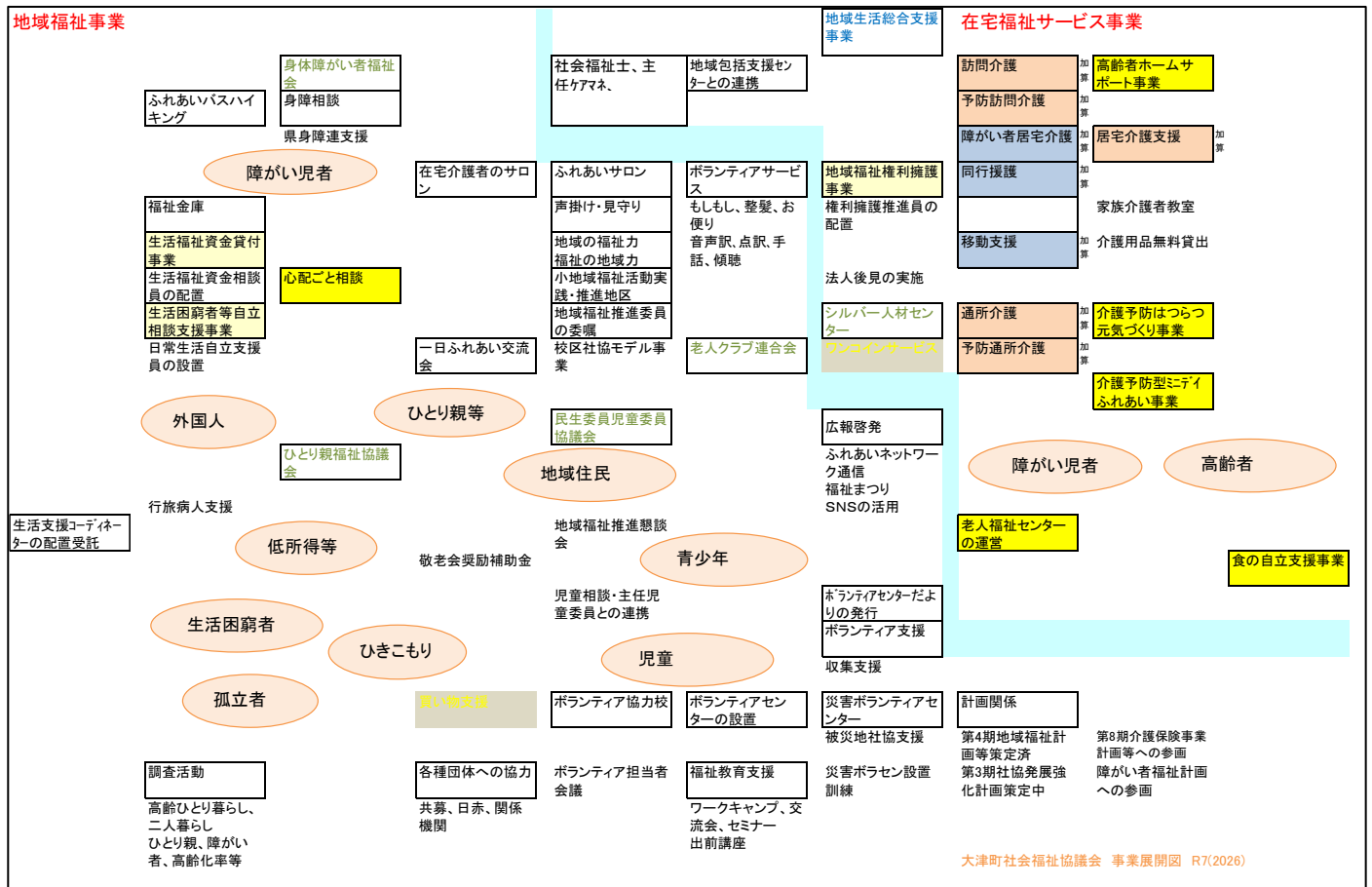
係名		
事業名	財源	R7 (達成の状況)
各種団体連携事業		
民生委員退任記念品	一般財源	維持
民生児童委員協議会助成金	一般財源	維持
身体障がい者福祉会助成金	一般財源	維持
ひとり親家庭福祉協議会助成金	一般財源	維持
更生保護女性会助成金	一般財源	維持
老人クラブ連合会助成金	一般財源	維持
各種委員会、協議会などへの参画	一般財源	維持
熊本県共同募金会大津町分会	事務費	維持
配分委員会の設置		未実施
日本赤十字社熊本県支部大津町分区分	事務費・事業費	維持
在宅福祉係		
介護保険事業		
居宅介護支援事業	介護報酬	▲54%減
予防介護居宅介護支援事業	介護報酬	
通所介護事業	介護報酬	1%増
総合支援事業（通所）	介護報酬	
訪問介護事業	介護報酬	43%増
総合支援事業（訪問）	介護報酬	
介護用品などの無料貸し出し	一般財源	維持
介護予防はつらつ元気づくり事業 受託事業	委託料	5%増
介護予防型ミニデイふれあい事業 受託事業		20%増
介護予防型ミニデイ指導員等の設置(3名+看護師2名)	受託料	正規職員1名 嘱託職員1名 パートタイム職員3名
介護予防型ミニデイ実施地区(25行政区:26回)	受託料	社協広報に掲載
ふれあいサロン推進事業	共募	27地区
ふれあいサロン実施助成金	共募	維持
食の自立支援事業	受託事業	廃止検討
障がい者居宅介護事業	障がい者総合福祉法	21%増
居宅介護	介護給付費	
同行援護	介護給付費	
移動支援事業	介護給付費	
高齢者ホームサポート事業	受託事業	▲15%減
地域包括支援センターの受託	受託事業	未実施
生活維持法外サービス(困りごと支援員)	受託事業	未実施

◎第2期発展・強化計画事業展開図（R2 目標とR7 現状の比較）

R2 目標



R7 現状



◎第2期発展・強化計画重点目標の評価

基本目標1：制度外となる課題へ対応するための新たなサービスへの取り組み

◎5か年の評価

施策	令和3年度	令和7年度目標	評価
新たなサービス及び担い手育成についての検討	新たなサービス及び担い手育成部会の設置	サービスの実施・評価	利用者へサービスを提供するなかで、制度内では対応が困難な課題が発生し、介護保険をはじめとする各種サービスでは解決できない課題を解決するための新たなサービス実施と担い手育成に向けた検討を行いました。実行には移せていません。
高齢者ホームサポート事業の見直し	事業の課題整理	未実施	

基本目標2：社協認知度向上のための社協PR活動の強化

◎5か年の評価

施策	令和3年度	令和7年度目標	評価
広報紙の発行方法等についての検討	広報・情報発信検討部会の設置	広報紙の発行方法等についての検討	幅広い世代に広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて、地域福祉や社協事業をはじめとする福祉活動の周知啓発を行って来ました。広報紙の発行は年3回に集約し、SNSの運用方法の検討は未実施です。
SNS運用方法についての検討	広報・情報発信検討部会の設置	SNS運用の評価・検討	

基本目標3：適切な事業運営に向けた事業体制についての検討

◎5か年の評価

施策	令和3年度	令和7年度目標	評価
事業体制の見直し	事業体制について検討	事業の見直し・検討	現在の社会情勢や課題に対応しながら、現状の事業実施の有無を含めて検討しました。また担当職員のみで事業運営することがないよう、業務手順の作成等を行い、複数人で対応できる体制作りを行いました。
事業マニュアルの作成	事業マニュアル作成方法について検討	事業マニュアルの見直し	

基本目標4：地域福祉活動推進のための財源確保及び基盤強化

◎5か年の評価

施策	令和3年度	令和7年度目標	評価
介護保険事業収入の増加	収入増加に向けた検討	収入増加に向けた検討及び取り組みの実施	寄附金等については減少の回復は出来ていません、介護保険事業等による収入については、公定価格の報酬自体の変更は無く不透明な状況にあります。 地域が必要とする事業を継続するうえで、ファンディングの仕組みづくりを検討しましたが、実施までには至っていません。
ファンディングへの取り組み	ファンディングについての研修等の実施	ファンディングの実施	

2. 第2期発展・強化計画期間のまとめ

コロナ過の中に始まった第2期計画では、当初の計画では想定していなかった事業を実施することになった影響もあり、目標に到達できなかった項目もあります。特に「基本目標1：制度外となる課題へ対応するための新たなサービスへの取り組み」「基本目標4：地域福祉活動推進のための財源確保及び基盤強化」については、実施や検討が不十分になりました。

一方で介護保険事業への取り組み等については、コロナ過の中、事業を停滞させることなく、要介護状態の方々を支援し続けることが出来ました。

第2期発展・強化計画では事業関連図（チャート）を作成し、評価や進捗状況を定期的に理事会、評議員会等で説明することとなっていました。不十分だった部分があります。

第3期中期経営計画では現在の社会情勢や基本要項2025に基づき、社会福祉協議会を取り巻く環境に対して、必要となる新たな事業に取り組むことが求められるとともに、毎年度、評価や進捗状況について検討する必要があります。

第3章 第3期中期経営計画の取り組み

1. 第3期中期経営計画策定の方法

中期経営計画策定委員会（職員会議）や中期経営計画策定コア委員会（主任等会議）において、「大津町社協の強み」「大津町社協の課題」「今後の大津町社協に必要な取り組み」について、部門ごとに項目を分けワークシート（社協組織の環境分析シート）を作成しました。出された様々な意見を更に検討し、第3期中期経営計画において重点的に取り組むべき事項を決めていきました。

社協組織の環境分析シート

●社協が「目指す地域の姿」と社協の事業・活動の基本的な考え方（理念、基本方針等）

・地域共生を目指しており、高齢・障がい問わずあらゆる分野で福祉の充足化を促していく。又、地域主体の社会活動の支援等々
・一人ひとりの地域住民が地域の在り方を考え、主体性を持って地域づくりを行っていく。
・福祉教育を中心に地域福祉推進の重要性を伝えていく。
・社協自信が持続可能な組織であるために社協の在り方を考える。
・時代や価値観、生活の在り方が変容する中で、地域に住む人々の変わっていくもの、変わらないものを見分け、地域住民やあらゆる福祉活動。サービスを展開する団体、機関との主体的参加と協働の推進
・高齢者や地域の方が何かの困りごとを気軽に相談できる環境づくり。スタッフ一人ひとりのスキルが高く、利用者の問題解決に側面対応できる。
・時代の流れによる生活の困難さを拾い上げ、質が幸せに安心して暮らす為のよりどころ、公助、共助に仕組みの組織化の支援調整、新しい福祉活動の企画実施。

●経営戦略課題シート

項目	現状の姿		現状の課題
	強み（できている）	弱み（できていない）	
I 法人経営部門			
(1) 理念に基づく計画的な経営	<ul style="list-style-type: none"> ➢理念に基づき計画的に運営されていると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢理念を職員に対して十分に共有できていない。 ➢人材が不足した時に運営が厳しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢事務局長が事業計画書を職員に対して説明を行う等対応が必要 ➢これが大津町社協の理念と言えるものがない。
(2) 人材確保・育成・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ➢実習生の受け入れをしている事。 ➢職員研修の実施 ➢自己評価表を用いた人材育成に取り組み始めた。 ➢離職率が低い。 ➢職員の定着率は高い方だと思ふ。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢正規職員の人材育成や定着支援が十分でないことから、数年ごとに退職者が発生している。 ➢キャリア形成のための階級別研修がない。 ➢育成という意味では各々という感じ。 ➢人材が少ないと仕事の負担が多くなり、精神的にも追い込まれるそのような状態では定着は難しい、人材育成の人的余裕なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢人材育成や定着支援について組織としての方向性が見えず、各係長や主任任せとなっている。組織として具体的な人材育成や定着支援を提示する必要がある。 ➢明確なキャリアアップのルートがあればモチベにつながる?? ➢仕事は余裕をもって出来るのが理想、パフォーマンスが上がリ、相互に気遣う余裕ができ、定着につながりやすいのでは、人材募集のやり方の工夫、新規採用の期間があくと後々の運営が心配。
(3) 財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ➢社協会費等については地域住民から一定の理解を得られている。 ➢社協会費、共同募金は様々な方々に協力を得ながら毎年一定数の財源を確保している。 ➢介護事業の収益が上がれば法人の事業に活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢行政等からの補助金や委託料に頼らざるを得ない状況がある。 ➢一般寄付、香典返しが年々減少しているため何らかの働きかけが必要。 ➢共募法人募金との兼ね合いもあり、法人への会費の呼びかけが出来ていない。 ➢介護事業で利益を上げて、法人運営に回せていない。事業そのものが収益にはつながらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢財源については社協会費等の理解を広げて行くとともに補助金、委託料、介護保険事業収入以外の財源確保について検討する必要がある。 ➢ファンドレイジングは専任職員が居ても進まなかった過去があるため、考え方を取り入れることはできても実際の資金調達までの動きは困難。いずれにしても「資金を調達して何をするか」を明らかにする必要がある。 ➢クラウドファンディングの活用。
(4) 構成員・会員	<ul style="list-style-type: none"> ➢様々な団体の構成員で構成されている。 ➢地域住民、町内の福祉関係者、団体、NPO等と連携を図ることが出来ている。 ➢地域を引っ張っていく優秀で粘り強い人材が多くいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢社協のサービス等を利用しての方以外の認知度が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢福祉関係、行政関係だけでなく、商業、農業など福祉分野以外の構成員も含めた構成を考える必要がある。

項目	現状の姿		現状の課題	
	強み（できている）	弱み（できていない）		
(5) 行政とのパートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> 行政とは日頃から顔の見える関係性が構築されており、事業や予算等について相談しやすい状況である。 日頃から協議の機会を持ち、協力や連携を図ることができる関係性である。 隣接しており、連携しやすい、連携が来ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係担当課以外との連携を更に広げる必要がある。 町の福祉に関して10年後、20年後を見据えた取り組みに関する協議が出来ていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政とのパートナーシップの形を各職員任せにするのではなく、組織として行政とどのような形で連携するのかを検討する必要がある。 補助金や委託料に依存することのない対等な関係性でありたい。補助金、委託料等の適正な算定に向けた協議、相談を継続していく。 	
(6) 広報、情報発信	<ul style="list-style-type: none"> インスタ等のSNSを活用している。 紙面、SNS等情報発信のツールを複数所有している。 様々な媒体を活用した情報発信が出来ている。 定期的な広報紙の発行が強み。 広報紙で情報発信ことができ、発行日の周知もできている。 	<ul style="list-style-type: none"> SNSで掲載される内容が少し薄いと感ずる。 情報発信についてのルールが明確ではなく、担当者の裁量に任せられている。 広報紙面が代り映えしない。紙面が限られ文字が多くなるため、QRコード等を活用しHPに誘導する等の連動が必要。 HP、Facebook等SNSは局長頼りの気がする。 広報紙を主に見られるであろう高齢者等への情報発信（スペース）に限りがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 知らない職員が多数いる。 担当者の裁量に任せられた情報発信ではなく、組織として情報発信の優先度や重要性を検討したSNS等の活用を行う必要がある。 既存のパンフレットやHPの内容の整理、見直し。 広報部の立ち上げ。 	
Ⅱ 地域福祉活動推進部門	(1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> 既存の組織を活用して推進して行くことは可能。 民生委員と包括との情報交換、連絡、社協内の情報交換。 サロンやミニデイ他、地域の主体的な活動が浸透している。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉活動を推進する職員の資質の向上が必要 組織づくりは出来ていない。 人員不足。 転入者の多い地域での活動の為に組織づくりに労力がいるのではないかと。(組織が出来ない等) 	<ul style="list-style-type: none"> 問題なくできていると思われる。 住民主体の福祉活動とはどのような活動を指すのかを組織全体で理解を深める必要がある。また、地域福祉担当職員だけでなく、組織全体で住民主体の福祉活動推進体制を構築する必要がある。
	(2) 住民主体による福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体の福祉活動に前向きな地域に対しては関わりを持って支援できている。 通所、はつらつを通して大津町全体の活性化できる様に視野を広げる。 サロン、ミニデイ、福祉推進員、民生委員等の活動が定着している。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体による福祉活動推進に向けた座談会等のアプローチが十分でない。 住民主体の福祉活動に関心の薄い地域に対してアプローチできていない。 世代間交流は少ない感じがする。 	<ul style="list-style-type: none"> 主体的に活動している地区もあるが、民生委員との連携が出来ていない(人間関係面)とところがあり改善しないといけないところがある。 近年、家族構成や地域づくりへの住民の意識が変化するなかで、住民主体による福祉活動の必要性について、地域住民へどのように説明するかを検討する必要がある。 地域の催し、清掃活動の参加を出来るだけ多くして、世代間の交流を活発にする。困ったときに支え合える関係築く。
	(3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開	<ul style="list-style-type: none"> 制度サービス等の個別支援はできている。 月に1回の正規職員会議で扱っている。 利用者、家族との情報交換を密に行い、より良い生活を継続できるようにする。ケアマネ(CM)との連携。 体が不自由になっても住み慣れた地域で生活が維持できるように取り組んでいる。地域住民のサポートの活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援からのニーズ把握が十分ではなく、地域づくりに活かすことが出来ていない。 個別支援が地域づくりにつながっていない。個別支援で把握した課題を地域課題として認識していない。 あまり意見が出てこない。 核家族により、キーパーソンが居ないことがある。 地域住民の個人へのサポートが貧しいこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別支援から把握したニーズを地域づくりへ活かすことができる組織体制づくりが必要。(各職員が個別支援対応に追われ、地域づくりについて検討する余力がない。) 地域⇄個別の相関の考え方が足りない意見が出ない。
	(4) 地域福祉計画・地域福祉活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 行政と一体となった地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定が出来ている。 一人ひとりの個別計画をたて、その時の状況を判断し常に更新して行く。 	<ul style="list-style-type: none"> 策定された計画を事業計画等に十分に反映できていない。 計画に基づく「ふくしのはなしあい」が実施されていない。 個別計画が追い付いていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動計画に記載されている社協の役割を事業計画へ反映することが必要。 個別支援にかかりきりでアウトリーチする人員が確保されていない。 役場、町、包括とどれくらい進み具合が共有できているか。

項目	現状の姿		現状の課題	
	強み（できている）	弱み（できていない）		
Ⅲ 相談支援・権利擁護部門	(1) 包括的な相談と支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業を通じて包括的な相談と支援に対応している。 町、他機関と連携して相談支援が出来ている。相談しやすい孤立を減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> ふくしの相談窓口との連携が不十分。 相談支援に関する情報が少ない感じがする。まだまだ、周知されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ふくしの相談窓口との具体的な連携方法について組織全体で検討する必要がある。
	(2) 相談支援業務のマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングの実施。他機関連携がしっかりされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援業務のマネジメントを行う職員が不在 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援業務が担当職員任せになっていることから、相談支援業務全体をマネジメントする職員を配置する必要がある。
	(3) 地域における多機関協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な担当者会議、ケース会議が実施されている。 福祉まつり 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業者を中心に多機関協働の仕組みづくりを行っている。 困難事例等がある場合に協議して道筋が見えることもあり、相談者にとって有効的。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉分野以外との団体、機関との連携が必要。 会議に多勢の人が集まる場合、時間調整など大変でスピーディーにいかない、まとまらないことも。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉分野以外の団体・機関等との連携方法を検討し、具体的な連携方法を提案する。 オンライン会議の活用もあっていいのではないか。
	(4) 権利擁護支援の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉権利擁護事業、法人後見事業を通じて権利擁護支援を実施している。 利用者の安心した生活につながっている。現在社会では社協の事業として必要不可欠。 	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援を行う職員が十分ではない。 支援できる範囲が狭い。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員が地域福祉権利擁護事業と法人後見事業を兼務していることから、今後、体制を充実して行くために職員の増員が必要。 権利擁護でサポートできることが増えたらいい（または、他事業の設立）
Ⅳ 介護・生活支援サービス部門	(1) 地域のニーズに応じた介護・生活支援サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ご利用者のニーズに合った活動の提供及び支援の実施。 はつらつ→通所を一体的に行っているため、利用者の生活ニーズに詳しい。 利用者の安否確認、情報提供、相談支援、介護予防、心身の健康の維持向上。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員数の不足により地域のニーズに応じたサービスの実施が十分ではない。 地域福祉係がニーズを行っていることもあるので、介護、生活支援に生かしたいけど、できていない。 ニーズの減ってきたサービスの見直し。委託者への依存度が高く関心が薄くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進事業等で把握したニーズをもとに具体的にどのようなサービスとして実施できるのかを組織全体で検討する必要がある。 委託事業といえどもそこだけで完結されない取組。民間サービスでは、充実していないものに着目する。
	(2) サービスの質の向上、経営基盤強化	<ul style="list-style-type: none"> 研修を定期的に行っている。 内部研修の定期的開催による質の確保 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの質の向上や経営基盤強化に向けた具体的な方法が検討できていない。 資格取得への支援。 外部研修への参加。人材不足の中、利益を上げるのが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの質の向上や経営基盤強化に向けて、現場の担当主任や職員任せにするのではなく、管理者がリーダーシップを発揮し、質の向上や経営基盤に向けた具体的な方法を提案する必要がある。 待ちの姿勢ではなく、外部の機関との積極的なつながり。 研修内容、仕方の工夫による更なる質の向上、多職種連携の強化、人材獲得して収益を上げる、処遇改善分配の見直し。



社協組織の環境分析シートのまとめ

社協が「目指す地域の姿」と社協の事業・活動の基本的な考え方

▶ 地域共生を目指しており、高齢・障がい問わずあらゆる分野で福祉の充足化を促していく。又、地域主体の社会活動の支援等々
▶ 一人ひとりの地域住民が地域の在り方を考え、主体性を持って地域づくりを行っていく。
▶ 福祉教育を中心に地域福祉推進の重要性を伝えていく。
▶ 社協自信が持続可能な組織であるために社協の在り方を考える。
▶ 時代や価値観、生活の在り方が変容する中で、地域に住む人々の変わっていくもの、変わらないものを見分け、地域住民やあらゆる福祉活動、サービスを展開する団体、機関との主体的参加と協働の推進
▶ 高齢者や地域の方が何かの困りごとを気軽に相談できる環境づくり。スタッフ一人ひとりのスキルが高く、利用者の問題解決に側役対応できる。
▶ 時代の流れによる生活の困難さを拾い上げ、質が幸せに安心して暮らす為のよりどころ、公助、共助に仕組みの組織化の支援調整、新しい福祉活動の企画実施。

社協が「目指す地域の姿」と社協の事業・活動の基本的な考え方まとめ

■ 社協が「目指す地域の姿」

本会は、地域共生社会の実現を目指し、高齢・障がい等の属性に関わらず、すべての住民が安心して暮らすことのできる地域づくりを推進する。

地域における多様な福祉課題に対し、住民一人ひとりが主体的に地域のあり方を考え、互いに支え合う関係が育まれることを目指す。

また、地域の生活環境や価値観が大きく変化する中で、変わりゆくものと変わらないものを見極めながら、地域住民、福祉団体、NPO、行政、企業など多様な主体が協働し、地域の実情に応じた福祉活動やサービスが展開される地域を目指す。

さらに、高齢者をはじめとする地域住民が、日常生活の中で気軽に困りごとを相談できる環境を整備し、誰もが安心して暮らし続けられる地域の「よりどころ」となることを目指す。生活の困難さを早期に把握し、公助と共助が適切に機能する仕組みを構築することで、住民の生活の質の向上を図る。

■ 社協の事業・活動の基本的な考え方

本会は、地域共生の理念を基盤に、分野横断的な支援体制を整え、地域における多様な福祉ニーズに対応する事業を展開する。高齢、障がい、子ども、生活困窮など、従来の制度区分にとられない包括的な支援を推進し、地域主体の社会活動を支える役割を担う。

また、福祉教育を通じて地域福祉の重要性を広く伝え、住民が福祉を身近に感じ、地域づくりに主体的に参加できる環境を整える。次世代を含む幅広い層に対し、支え合いの意識を育む取り組みを進める。

さらに、社協自身が持続可能な組織であり続けるため、組織運営の在り方を不断に見直し、職員の専門性向上や働きやすい環境づくり、財源確保など内部基盤の強化を図る。地域の変化に応じて柔軟に事業を展開し、新たな福祉活動の創出にも積極的に取り組む。

相談支援については、住民が気軽に相談できる体制を整備するとともに、職員一人ひとりが専門性を高め、迅速かつ丁寧に対応できる支援体制を構築する。生活の困難を早期に拾い上げ、必要な支援につなぐためのネットワークづくりを推進し、公助と共助をつなぐ調整役としての機能を強化する。

大津町社協の強み

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 理念に基づき計画的に運営されていると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 実習生の受入れをしている事。 ➤ 職員研修の実施 ➤ 自己評価表を用いた人材育成に取り組み始めた。 ➤ 離職率が低く、職員の定着率は高い方だと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社協会費等については地域住民から一定の理解を得られている。 ➤ 社協会費、共同募金は様々な方々に協力を得ながら毎年一定数の財源を確保している。 ➤ 介護事業の収益が上がれば法人の事業に活用できる。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 様々な団体の構成員で構成されている。 ➤ 地域住民、町内の福祉関係者、団体、NPO 等と連携を図ることが出来ている。 ➤ 地域を引っ張っていく優秀で粘り強い人材が多くいる。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政とは日頃から顔の見える関係性が構築されており、事業や予算等について相談しやすい状況である。 ➤ 日頃から協議の機会を持ち、協力や連携を図ることができる関係性である。 ➤ 隣接しており、連携しやすい、連携が出来ている。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ インスタ等の SNS を活用している。 ➤ 紙面、SNS 等情報発信のツールを複数所有している。 ➤ 様々な媒体を活用した情報発信が出来ている。 ➤ 定期的な広報紙の発行が強み。 ➤ 広報紙で情報発信することができ、発行日の周知もできている。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存の組織を活用して推進して行くことは可能。 ➤ 民生委員と包括との情報交換、連絡、社協内の情報交換。 ➤ サロンやミニデイ他、地域の主体的な活動が浸透している。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民主体の福祉活動に前向きな地域に対しては関りを持って支援できている。 ➤ 通所、はつらつを通して大津町全体の活性化できる様に視野を広げる。 ➤ サロン、ミニデイ、福祉推進員、民生委員等の活動が定着している。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 制度サービス等の個別支援はできている。 ➤ 月に 1 回の正規職員会議で扱っている。 ➤ 利用者、家族との情報交換を密に行い、より良い生活を継続できるようにする。ケアマネ（CM）との連携。 ➤ 体が不自由になっても住み慣れた地域で生活が維持できるように取り組んでいる。地域住民のサポートの活用。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政と一体となった地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定が出来ている。 ➤ 一人ひとりの個別計画をたて、その時の状況を判断し常に更新して行く。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活困窮者自立支援事業を通じて包括的な相談と支援に対応している。 ➤ 町、他機関と連携して相談支援が出来ている。相談しやすい孤立を減らす。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ モニタリングの実施。他機関連携がしっかりされている。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 定期的な担当者会議、ケース会議が実施されている。 ➤ 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業者を中心に多機関協働の仕組みづくりを行っている。 ➤ 困難事例等がある場合に協議して道筋が見えることもあり、相談者にとって有効的。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域福祉権利擁護事業、法人後見事業を通じて権利擁護支援を実施している。 ➤ 利用者の安心した生活につながっている。現在社会では社協の事業として必要不可欠。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ご利用者のニーズに合った活動の提供及び支援の実施。 ➤ はつらつ→通所を一体的に行っているのので、利用者の生活ニーズに詳しい。 ➤ 利用者の安否確認、情報提供、相談支援、介護予防、心身の健康の維持向上。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 研修を定期的に行っている。 ➤ 内部研修の定期的開催による質の確保

大津町社会福祉協議会の主な強み（体系化まとめ）

1.組織運営・人材育成の強み

- 理念に基づいた計画的な運営ができています
- 実習生受け入れや職員研修の実施など、教育体制が整っている
- 自己評価表を活用した人材育成に着手
- 離職率が低く、職員の定着率が高い
- 月1回の正規職員会議で情報共有・改善を継続
- 内部研修を定期的に行い、サービスの質を確保

2.地域連携・協働の強み

- 地域住民、福祉関係者、NPO、団体など多様な主体と連携
- 行政との顔の見える関係性が構築され、相談しやすい環境
- 民生委員・包括支援センターとの情報交換が活発
- 既存の地域組織（サロン、ミニデイ、福祉推進員など）が定着
- 多機関連携によるケース会議・担当者会議を定期的に行い実施
- 重層的支援体制整備事業で地域づくり事業者を中心に協働体制を構築

3.地域福祉活動の強み

- 住民主体の福祉活動が浸透し、前向きな地域には積極的に関与
- サロン・ミニデイ・はつらつ事業などが地域に根付いている
- 通所・はつらつを通じて地域全体の活性化に寄与
- 体が不自由になっても住み慣れた地域で暮らせるよう支援
- 個別計画を作成し、状況に応じて更新する丁寧な支援
- 生活困窮者自立支援事業を通じて包括的な相談支援が可能

4.相談支援・権利擁護の強み

- 相談しやすい環境づくりにより孤立を減らす取り組み
- モニタリングの実施と他機関連携が確立
- 困難事例にも協議を通して道筋を見出せる体制
- 地域福祉権利擁護事業・法人後見事業を通じた権利擁護支援
- 利用者の安心した生活につながる支援が実施されている

5.情報発信・広報の強み

- SNS（Instagram等）を活用した情報発信
- 紙媒体・SNSなど複数のツールを使い分けている
- 定期的な広報紙の発行により住民への周知が安定
- 発行日の認知が広がり、情報が届きやすい環境

6.財源確保・事業運営の強み

- 社協会費や共同募金について地域住民の理解が得られている
- 多様な協力者により毎年一定の財源を確保
- 介護事業の収益を法人事業に活用できる体制
- 多様な団体の構成員で組織されており、基盤が広い

7.利用者支援の強み

- 利用者・家族との密な情報交換
- ケアマネとの連携が円滑
- 安否確認、情報提供、相談支援、介護予防など多面的な支援
- はつらつと通所を一体的に行い、生活ニーズを深く把握
- 利用者ニーズに合った活動提供ができています

全体として見える大津町社協の特徴

- 地域に根ざした信頼性の高い組織
- 行政・地域・専門職が一体となった協働体制
- 人材育成と組織運営の安定性
- 多様な媒体を活用した情報発信力
- 利用者一人ひとりに寄り添う丁寧な支援

大津町社協の弱み

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 理念を職員に対して十分に共有できていない。 ➤ 人材が不足した時に運営が厳しくなる。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 正規職員の人材育成や定着支援が十分でないことから、数年ごとに退職者が発生している。 ➤ キャリア形成のための階級別研修がない。 ➤ 育成という意味では各々という感じ。 ➤ 人材が少ないと仕事の負担が多くなり、精神的にも追い込まれるそのような状態では定着は難しい、人材育成の人的余裕なし。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 行政等からの補助金や委託料に頼らざるを得ない状況がある。 ➤ 一般寄付、香典返しが年々減少しているため何らかの働きかけが必要。 ➤ 共募法人募金との兼ね合いもあり、法人への会費の呼びかけが出来ていない。 ➤ 介護事業で利益を上げて、法人運営に回せていない。事業そのものが収益にはつながらない。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社協のサービス等を利用している方以外の認知度が低い。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉関係担当課以外との連携を更に広げる必要がある。 ➤ 町の福祉に関して 10 年後、20 年後を見据えた取り組みに関する協議が出来ていない。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ SNS で掲載される内容が少し薄いと感じる。 ➤ 情報発信についてのルールが明確ではなく、担当者の裁量に任せられている。 ➤ 広報紙面が代り映えしない。紙面が限られ文字が多くなるため、QR コード等を活用し HP に誘導する等の連動が必要。 ➤ HP、Facebook 等 SNS は局長頼りの気がする。 ➤ 広報紙を主に見られるであろう高齢者等への情報発信（スペース）に限りがある。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉活動を推進する職員の資質の向上が必要 ➤ 組織づくりは出来ていない。 ➤ 人員不足。 ➤ 転入者の多い地域での活動の為に組織づくりに労力がいるのではないか。（組織が出来ない等）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民主体による福祉活動推進に向けた座談会等のアプローチが十分でない。 ➤ 住民主体の福祉活動に関心の薄い地域に対してアプローチできていない。 ➤ 世代間交流は少ない感じがする。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別支援からのニーズ把握が十分ではなく、地域づくりに活かすことが出来ていない。 ➤ 個別支援が地域づくりにつながっていない。個別支援で把握した課題を地域課題として認識していない。 ➤ あまり意見が出てこない。 ➤ 核家族により、キーパーソンが居ないことがある。 ➤ 地域住民の個人へのサポートが貧しいこともある。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 策定された計画を事業計画等に十分に反映できていない。 ➤ 計画に基づく「ふくしのはなしあい」が実施されていない。 ➤ 個別計画が追い付いていない。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ふくしの相談窓口との連携が不十分。 ➤ 相談支援に関する情報が少ない気がする。まだまだ、周知されていない。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 相談支援業務のマネジメントを行う職員が不在
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉分野以外との団体、機関との連携が必要。 ➤ 会議に多勢の人が集まる場合、時間調整などが大変でスピーディーにいかない、まとまらないことも。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 権利擁護支援を行う職員が十分ではない。 ➤ 支援できる範囲が狭い。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職員数の不足により地域のニーズに応じたサービスの実施が十分ではない。 ➤ 地域福祉係がニーズを行っていることもあるので、介護、生活支援に生かしたいけど、できていない。 ➤ ニーズの減ってきたサービスの見直し。委託者への依存度が高く関心が薄くなっている。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ サービスの質の向上や経営基盤強化に向けた具体的な方法が検討できていない。 ➤ 資格取得への支援。 ➤ 外部研修への参加。人材不足の中、利益を上げるのが難しい。

大津町社会福祉協議会の弱み（体系化まとめ）

1.人材・組織体制の弱さ

- 理念の共有が不十分で、組織としての方向性が浸透していない
- 人員不足により業務負担が大きく、精神的負荷が高い
- 人材育成・定着支援が弱く、数年ごとに退職者が発生
- キャリア形成の仕組み（階級別研修など）が整っていない
- 育成が個人任せになりがちで、体系的な育成制度がない
- 相談支援業務をマネジメントする職員が不在、権利擁護支援を担う職員が不足
- 職員の資質向上の仕組みが弱い
- 組織づくりが十分にできていない
- 会議の調整が難しく、意思決定が遅れがち

2.財源・経営基盤の脆弱性

- 行政の補助金・委託料への依存度が高い
- 一般寄付・香典返しが減少し、財源確保が難しくなっている
- 共募法人募金との兼ね合いで法人会費の呼びかけができていない
- 介護事業が収益につながらず、法人運営に回せていない
- 経営基盤強化に向けた具体策が検討できていない

3.情報発信・広報の課題

- SNSの内容が薄く、発信力が弱い、HP・SNS運用が局長頼りになっている
- 情報発信のルールが曖昧で、担当者の裁量に依存
- 広報紙が代わり映えせず、紙面が文字中心で読みづらい
- 高齢者向けの紙媒体のスペースが限られている、相談支援に関する情報が十分に周知されていない

4.地域連携・地域づくりの弱さ

- 福祉担当課以外との連携が弱い、福祉分野以外の団体・機関との協働が不足
- 住民主体の福祉活動に関心の薄い地域へのアプローチが弱い
- 転入者が多い地域での組織づくりに苦労している
- 世代間交流が少ない、住民主体の座談会などの働きかけが不足
- 地域住民の個人へのサポート力が弱い地域もある

5.地域ニーズ把握・計画反映の課題

- 個別支援で得たニーズを地域づくりに活かせていない
- 個別支援の課題を地域課題として認識できていない
- 計画を事業計画に十分反映できていない
- 「ふくしのはなしあい」が計画通りに実施されていない
- 個別計画の作成が追いついていない
- ふくしの相談窓口との連携が不十分

6.サービス提供の限界

- 職員不足により地域ニーズに応じたサービス提供が十分でない
- ニーズが減少したサービスの見直しが進んでいない
- 委託者への依存度が高く、関心が薄れている、支援できる範囲が狭い
- 地域福祉係が把握したニーズを介護・生活支援に活かせていない

7.将来を見据えた取り組み不足

- 10年後・20年後の町の福祉を見据えた協議ができていない
- 長期的な地域福祉のビジョンが共有されていない

全体として見える構造的な弱点

整理してみると、大津町社協の弱みは大きく「人材」「財源」「地域連携」「情報発信」「計画反映」「将来戦略」の6つに集約されます。

特に目立つのは、

「人材不足と育成体制の弱さ」「財源の不安定さ」「地域づくりへのアプローチ不足」「情報発信の弱さ」「個別支援と地域福祉の断絶」このあたりが組織全体の課題として浮き彫りになっています。

大津町社会福祉協議会の強みと弱みの対比①

強み	弱み
<p>1.組織運営・人材育成の強み</p> <ul style="list-style-type: none"> • 理念に基づいた計画的な運営ができています • 実習生受け入れや職員研修の実施など、教育体制が整っている • 自己評価表を活用した人材育成に着手 • 離職率が低く、職員の定着率が高い • 月1回の正規職員会議で情報共有・改善を継続 • 内部研修を定期的開催し、サービスの質を確保 	<p>1.人材・組織体制の弱さ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 理念の共有が不十分で、組織としての方向性が浸透していない • 人員不足により業務負担が大きく、精神的負荷が高い • 人材育成・定着支援が弱く、数年ごとに退職者が発生 • キャリア形成の仕組み（階級別研修など）が整っていない • 育成が個人任せになりがちで、体系的な育成制度がない • 相談支援業務をマネジメントする職員が不在、権利擁護支援を担う職員が不足 • 職員の資質向上の仕組みが弱い • 組織づくりが十分にできていない • 会議の調整が難しく、意思決定が遅れがち
<p>6.財源確保・事業運営の強み</p> <ul style="list-style-type: none"> • 社協会費や共同募金について地域住民の理解が得られている • 多様な協力者により毎年一定の財源を確保 • 介護事業の収益を法人事業に活用できる体制 • 多様な団体の構成員で組織されており、基盤が広い 	<p>2.財源・経営基盤の脆弱性</p> <ul style="list-style-type: none"> • 行政の補助金・委託料への依存度が高い • 一般寄付・香典返しが減少し、財源確保が難しくなっている • 共募法人募金との兼ね合いで法人会費の呼びかけができていない • 介護事業が収益につながらず、法人運営に回せていない • 経営基盤強化に向けた具体策が検討できていない
<p>2.地域連携・協働の強み</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域住民、福祉関係者、NPO、団体など多様な主体と連携 • 行政との顔の見える関係性が構築され、相談しやすい環境 • 民生委員・包括支援センターとの情報交換が活発 • 既存の地域組織（サロン、ミニデイ、福祉推進員など）が定着 • 多機関連携によるケース会議・担当者会議を定期的に実施 • 重層的支援体制整備事業で地域づくり事業者を中心に協働体制を構築 <p>3.地域福祉活動の強み</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住民主体の福祉活動が浸透し、前向きな地域には積極的に関与 • サロン・ミニデイ・はつらつ事業などが地域に根付いている • 通所・はつらつを通じて地域全体の活性化に寄与 • 体が不自由になっても住み慣れた地域で暮らせるよう支援 • 個別計画を作成し、状況に応じて更新する丁寧な支援 • 生活困窮者自立支援事業を通じて包括的な相談支援が可能 	<p>4.地域連携・地域づくりの弱さ</p> <ul style="list-style-type: none"> • 福祉担当課以外との連携が弱い、福祉分野以外の団体・機関との協働が不足 • 住民主体の福祉活動に関心の薄い地域へのアプローチが弱い • 転入者が多い地域での組織づくりに苦労している • 世代間交流が少ない、住民主体の座談会などの働きかけが不足 • 地域住民の個人へのサポート力が弱い地域もある <p>5.地域ニーズ把握・計画反映の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個別支援で得たニーズを地域づくりに活かせていない • 個別支援の課題を地域課題として認識できていない • 計画を事業計画に十分反映できていない • 「ふくしのはなしあい」が計画通りに実施されていない • 個別計画の作成が追いついていない • ふくしの相談窓口との連携が不十分

大津町社会福祉協議会の強みと弱みの対比②

強み	弱み
<p>4.相談支援・権利擁護の強み</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談しやすい環境づくりにより孤立を減らす取り組み モニタリングの実施と他機関連携が確立 困難事例にも協議を通して道筋を見出せる体制 地域福祉権利擁護事業・法人後見事業を通じた権利擁護支援 利用者の安心した生活につながる支援が実施されている <p>7.利用者支援の強み</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者・家族との密な情報交換 ケアマネとの連携が円滑 安否確認、情報提供、相談支援、介護予防など多面的な支援 はつらつと通所を一体的に行い、生活ニーズを深く把握 利用者ニーズに合った活動提供ができています 	<p>6.サービス提供の限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員不足により地域ニーズに応じたサービス提供が十分でない ニーズが減少したサービスの見直しが進んでいない 委託者への依存度が高く、関心が薄れている、支援できる範囲が狭い 地域福祉係が把握したニーズを介護・生活支援に活かせていない
<p>5.情報発信・広報の強み</p> <ul style="list-style-type: none"> SNS（Instagram等）を活用した情報発信 紙媒体・SNSなど複数のツールを使い分けている 定期的な広報紙の発行により住民への周知が安定 発行日の認知が広がり、情報が届きやすい環境 	<p>3.情報発信・広報の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> SNSの内容が薄く、発信力が弱い、HP・SNS運用が局長頼りになっている 情報発信のルールが曖昧で、担当者の裁量に依存 広報紙が代わり映えせず、紙面が文字中心で読みづらい 高齢者向けの紙媒体のスペースが限られている、相談支援に関する情報が十分に周知されていない
	<p>7.将来を見据えた取り組み不足</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年後・20年後の町の福祉を見据えた協議ができていない 長期的な地域福祉のビジョンが共有されていない
<p>全体として見える大津町社協の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした信頼性の高い組織 行政・地域・専門職が一体となった協働体制 人材育成と組織運営の安定性 多様な媒体を活用した情報発信力 利用者一人ひとりに寄り添う丁寧な支援 	<p>全体として見える構造的な弱点</p> <p>整理してみると、大津町社協の弱みは大きく「人材」「財源」「地域連携」「情報発信」「計画反映」「将来戦略」の6つに集約されます。</p> <p>特に目立つのは、</p> <p>「人材不足と育成体制の弱さ」「財源の不安定さ」「地域づくりへのアプローチ不足」「情報発信の弱さ」「個別支援と地域福祉の断絶」このあたりが組織全体の課題として浮き彫りになっています。</p>

大津町社協の課題

<p>➤ 事務局長が事業計画書を職員に対して説明を行う等対応が必要</p> <p>➤ これが大津町社協の理念と言えるものがない。</p>
<p>➤ 人材育成や定着支援について組織としての方向性が見えず、各係長や主任任せとなっている。組織として具体的な人材育成や定着支援を提示する必要がある。</p> <p>➤ 明確なキャリアアップのルートがあればモチベにつながる??</p> <p>➤ 仕事は余裕をもって出来るのが理想、パフォーマンスが上がり、相互に気遣う余裕ができ、定着につながりやすいのでは、人材募集のやり方の工夫、新規採用の期間があくと後々の運営が心配。</p>
<p>➤ 財源については社協会費等の理解を広げて行くとともに補助金、委託料、介護保険事業収入以外の財源確保について検討する必要がある。</p> <p>➤ ファンドレイジングは専任職員が居ても進まなかった過去があるため、考え方を取り入れることはできても実際の資金調達までの動きは困難。いずれにしても「資金を調達して何をするか」を明らかにする必要がある。</p> <p>➤ クラウドファンディングの活用。</p>
<p>➤ 福祉関係、行政関係だけでなく、商業、農業など福祉分野以外の構成員も含めた構成を考えることが必要。</p>
<p>➤ 行政とのパートナーシップの形を各職員任せにするのではなく、組織として行政とどのような形で連携するのかを検討する必要がある。</p> <p>➤ 補助金や委託料に依存することのない対等な関係性でありたい。補助金、委託料等の適正な算定に向けた協議、相談を継続していく。</p>
<p>➤ 知らない職員が多数いる。</p> <p>➤ 担当者の裁量に任せた情報発信ではなく、組織として情報発信の優先度や重要性を検討した SNS 等の活用を行う必要がある。既存のパンフレットや HP の内容の整理、見直しや広報部の立ち上げ。</p>
<p>➤ 住民主体の福祉活動とはどのような活動を指すのかを組織全体で理解を深める必要がある。また、地域福祉担当職員だけでなく、組織全体で住民主体の福祉活動推進体制を構築する必要がある。</p>
<p>➤ 主体的に活動している地区もあるが、民生委員との連携が出来ていないところもあり改善しないといけないところがある。近年、家族構成や地域づくりへの住民の意識が変化するなかで、住民主体による福祉活動の必要性について、地域住民へどのように説明するかを検討する必要がある。</p> <p>➤ 地域の催し、清掃活動の参加を出来るだけ多くして、世代間の交流を活発にする。困ったときに支え合える関係を築く。</p>
<p>➤ 個別支援から把握したニーズを地域づくりへ活かすことができる組織体制づくりが必要。(各職員が個別支援対応に追われ、地域づくりについて検討する余力がない。)</p> <p>➤ 地域⇄個別の相関の考え方が足りない意見が出ない。</p>
<p>➤ 地域福祉活動計画に記載されている社協の役割を事業計画へ反映することが必要。</p> <p>➤ 個別支援にかかりきりでアウトリーチする人員が確保されていない。</p> <p>➤ 役場、町、包括とどれくらい進み具合が共有できているか。</p>
<p>➤ ふくしの相談窓口との具体的な連携方法について組織全体で検討する必要がある。</p>
<p>➤ 相談支援業務が担当職員任せになっていることから、相談支援業務全体をマネジメントする職員を配置する必要がある。</p>
<p>➤ 福祉分野以外の団体・機関等との連携方法を検討し、具体的な連携方法を提案する。</p> <p>➤ オンライン会議の活用もあっていいのではないか。</p>
<p>➤ 担当職員が地域福祉権利擁護事業と法人後見事業を兼務していることから、今後、体制を充実して行くために職員の増員が必要。権利擁護でサポートできることが増えたらいい(または、他事業の設立)</p>
<p>➤ 地域福祉推進事業等で把握したニーズをもとに具体的にどのようなサービスとして実施できるのかを組織全体で検討する必要がある。委託事業といえどもそこだけで完結されない取組。民間サービスでは、充実していないものに着目する。</p>
<p>➤ サービスの質の向上や経営基盤強化に向けて、現場の担当主任や職員任せにするのではなく、管理者がリーダーシップを発揮し、質の向上や経営基盤に向けた具体的な方法を提案する必要がある。</p> <p>➤ 待ちの姿勢ではなく、外部の機関との積極的なつながり。</p> <p>➤ 研修内容、仕方の工夫による更なる質の向上、多職種連携の強化、人材獲得して収益を上げる、処遇改善分配の見直し。</p>

大津町社協の課題整理と方向性（カテゴリー別まとめ）

1. 組織理念・方針の不在

- 社協として「これが理念」と言えるものがない
- 事務局長が事業計画を職員に説明するなど、トップが方向性を示す必要
- 地域福祉活動計画に記載されている社協の役割が事業計画に反映されていない

→ 組織の“軸”が曖昧なため、各部署・職員がバラバラに動いてしまう構造。

2. 人材育成・定着支援の欠如

- 人材育成や定着支援が係長・主任任せ
- 組織としての育成方針がない
- キャリアアップのルートが不明確
- 仕事に余裕がなく、地域づくりに手が回らない
- 相談支援業務をマネジメントする職員が不在
- 権利擁護・法人後見を兼務しており、増員が必要

→ 人材戦略がないため、育成・定着・業務効率化が進まない。

3. 財源確保と経営基盤の弱さ

- 会費の理解促進が必要
- 補助金・委託料・介護保険以外の財源確保が必要
- ファンドレイジングが過去にうまくいかなかった
- 「資金を調達して何をするか」が不明確
- クラウドファンディングの活用案
- 管理者が経営基盤強化のリーダーシップを発揮する必要

→ 財源戦略が弱く、事業の持続性が危うい。

4. 行政・地域・他分野との連携不足

- 行政とのパートナーシップが職員任せ
- 補助金・委託料に依存しない対等な関係を目指す必要
- 福祉以外（商業・農業等）との連携が必要
- 民生委員との連携不足
- 役場・町・包括との進捗共有が不十分
- 福祉相談窓口との連携方法が不明確
- オンライン会議の活用不足

→ 連携の仕組みがなく、個々の職員の力量に依存している。

5. 情報発信・広報体制の弱さ

- 情報発信が担当者任せ
- SNS 活用の優先度や方針が不明
- パンフレット・HP の整理が必要
- 広報部の立ち上げ案
- 多くの職員が情報発信の重要性を理解していない

→ 組織としての広報戦略がなく、社協の価値が住民に伝わっていない。

6. 住民主体の地域福祉の推進体制不足

- 「住民主体の福祉活動とは何か」を組織全体で理解できていない
- 地域⇄個別支援の相関理解が弱い
- 個別支援のニーズを地域づくりに活かす体制がない
- アウトリーチ人員が不足
- 地域の催し・清掃活動などへの参加を増やす必要
- 住民への説明方法を検討する必要

→ 社協の本質である“地域福祉の推進”が組織全体で共有されていない。

7. サービスの質向上・事業開発の不足

- 委託事業が「委託された範囲だけ」で完結してしまう
- 民間サービスで不足している領域に着目する必要
- 管理者が質向上のリーダーシップを発揮する必要
- 多職種連携の強化
- 研修内容の工夫
- 人材獲得による収益向上
- 処遇改善の分配見直し

→ 事業の質・収益性・専門性を高める仕組みが弱い。

全体を貫く「根本課題」

すべての項目を俯瞰すると、根本は次の3つに集約されます。

① 組織としての理念・方向性が不明確

→ だから人材育成も、地域福祉も、行政連携もバラバラになる。

② 組織マネジメント機能が弱い

→ 管理者がリーダーシップを発揮できず、現場任せになっている。

③ 財源・人材・広報の基盤が弱く、持続可能性が低い

→ 新しい事業や地域づくりに手が回らない。

大津町社協の課題整理

1. 組織理念と中期ビジョンの策定

- 「大津町社協として何を指すのか」を明文化
- 地域福祉活動計画との整合性を取る
- 事務局長が職員に説明する場を設ける

2. 人材・組織マネジメントの再構築

- 育成方針・キャリアパスの明確化
- 相談支援のマネジメント担当配置
- 業務量の見直しとアウトリーチ体制の整備
- 研修体系の再構築

3. 財源・広報・連携の強化

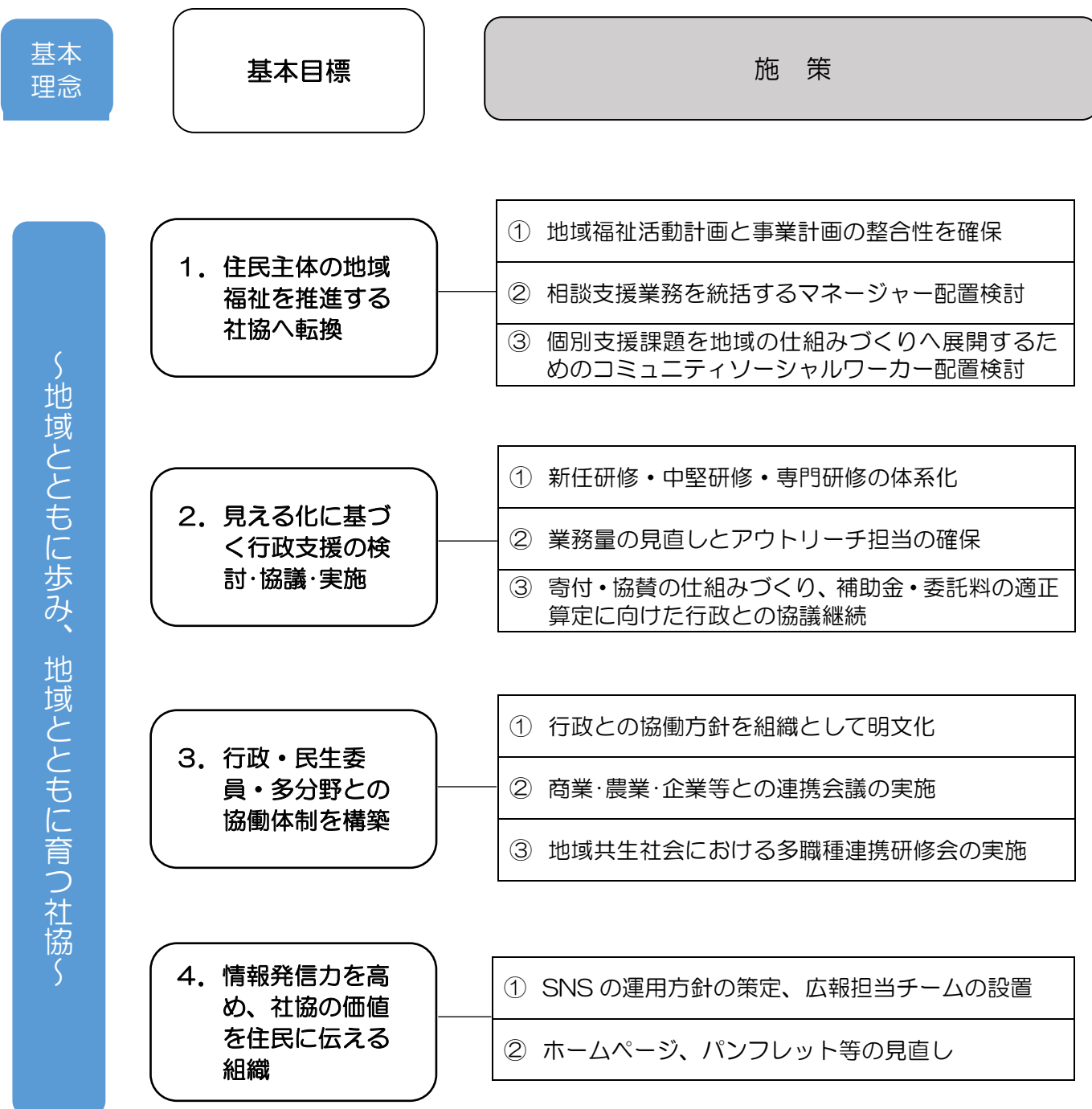
- 会費理解促進、クラファン、寄付戦略
- 広報部の設置、SNS方針の策定
- 行政・民生委員・他分野との連携モデル構築
- 民間サービスの不足領域を踏まえた新規事業検討

2. 第3期中期経営計画の基本理念

第3期中期経営計画では、高齢者、障がい者、子どもなど全ての住民が助け合いながら暮らすことができる地域共生社会を実現するために、本会が取り組むべきことを重点に目標を立て、誰もが安心して幸せな暮らしができるようなまちづくりを目指します。

また基本理念を「～地域とともに歩み、地域とともに育つ社協～」とし、地域住民と一緒に協働で事業推進が図れるような基本目標を策定し、取り組んでいきます。

3. 第3期発展・強化計画の体系図



4. 基本目標

基本目標 1 住民主体の地域福祉を推進する社協へ転換

社会福祉法第 109 条に位置づけられた市町村社協の役割である地域福祉の推進を果たすため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置することが出来るよう行政との協議を行うと共に、地域住民が福祉的役割を行うために、地域へのアウトリーチも含め住民組織化活動を推進し、個々人が地域課題の共有を図ることで、生活課題の早期発見や早期支援につなげる。



◎施策の実施計画（5 年間）

施策	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
地域福祉活動計画と事業計画の整合性を確保	地域福祉計画等推進委員会での評価	地域福祉計画等推進委員会での評価	地域福祉計画等推進委員会での評価	地域福祉計画等推進委員会での評価	地域福祉計画等推進委員会での評価
相談支援業務を統括するマネージャー配置検討	相談支援業務の見える化	相談支援業務の見える化に基づく行政支援の検討・協議・実施	相談支援業務の見える化に基づく行政支援の検討・協議・実施	相談支援業務の見える化に基づく行政支援の検討・協議・実施	相談支援業務の見える化に基づく行政支援の検討・協議・実施
個別支援課題を地域の仕組みづくりへ展開するためのコミュニティソーシャルワーカー配置検討	地域福祉推進懇談会や座談会の実施による個別支援課題と地域の仕組みづくりの支援を行う業務の見える化	地域福祉推進懇談会や座談会の実施による個別支援課題と地域の仕組みづくりの支援を行う業務の見える化に基づく行政支援の検討・協議・実施	地域福祉推進懇談会や座談会の実施による個別支援課題と地域の仕組みづくりの支援を行う業務の見える化に基づく行政支援の検討・協議・実施	地域福祉推進懇談会や座談会の実施による個別支援課題と地域の仕組みづくりの支援を行う業務の見える化に基づく行政支援の検討・協議・実施	地域福祉推進懇談会や座談会の実施による個別支援課題と地域の仕組みづくりの支援を行う業務の見える化に基づく行政支援の検討・協議・実施

基本目標 2 見える化に基づく行政支援の検討・協議・実施

本会は会費・寄附金（香典返し、一般寄附等）・共同募金地域配分金・介護保険事業等の収入により、地域課題を解決するための事業や地域福祉活動の推進を行ってきました。事業を継続して行く上で、事業の見える化と職員の資質向上を図ると共に、財源確保及び基盤強化は重要です。寄付や賛助会員などの再検討や仕組みづくりをはじめとし、介護保険事業などの見直しを図り、財源確保と基盤強化への取り組みを行います。



◎施策の実施計画（5 年間）

施策	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
新任研修・中堅研修・専門研修の体系化	立場や役職での研修機会の計画的な提供	立場や役職での研修機会の計画的な提供	立場や役職での研修機会の計画的な提供	立場や役職での研修機会の計画的な提供	立場や役職での研修機会の計画的な提供
業務量の見直しとアウトリーチ担当の確保	業務量の見える化に取り組み地域福祉推進人材の確保につなげる	業務量の見える化に取り組み地域福祉推進人材の確保につなげる	業務量の見える化に取り組み地域福祉推進人材の確保につなげる	業務量の見える化に取り組み地域福祉推進人材の確保につなげる	業務量の見える化に取り組み地域福祉推進人材の確保につなげる
寄付・協賛の仕組みづくり、補助金・委託料の適正算定に向けた行政との協議継続	寄付・協賛の仕組みづくりの検討と行政との協議継続	寄付・協賛の仕組みづくりの検討と行政との協議継続	寄付・協賛の仕組みづくりの検討と行政との協議継続	寄付・協賛の仕組みづくりの検討と行政との協議継続	寄付・協賛の仕組みづくりの検討と行政との協議継続

基本目標 3 行政・民生委員・多分野との協働体制を構築

本会は地域における様々な課題に対応するため、関係機関や団体などと協働し、多種多様な事業を展開しています。しかし関係機関や団体の中には、地域共生社会を実現するために今後関係を深める必要のある機関や団体も多くあります。なかでも行政との協働方針を考え、今まで関係のなかった機関や団体とも協働を図るために、事業を展開して行きます。



◎施策の実施計画（5 年間）

施策	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
行政との協働方針を組織として明文化	行政との協働方針の検討	行政との協働方針の明文化	行政との協働方針の明文化	行政との協働方針の明文化	行政との協働方針の明文化
商業・農業・企業等との連携会議の実施	商業・農業・企業等との連携会議の企画	商業・農業・企業等との連携会議の実施	商業・農業・企業等との連携会議の実施	商業・農業・企業等との連携会議の実施	商業・農業・企業等との連携会議の実施
地域共生社会における多職種連携研修会の実施	地域共生社会における多職種連携研修会の企画	地域共生社会における多職種連携研修会の実施	地域共生社会における多職種連携研修会の実施	地域共生社会における多職種連携研修会の実施	地域共生社会における多職種連携研修会の実施

基本目標 4 情報発信力を高め、社協の価値を住民に伝える組織

現在、本会では広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通じて、地域住民に対して、地域福祉活動や社協事業をはじめとする福祉活動の周知啓発を行っています。幅広い世代に社協を認知してもらうことが、今後の事業展開において重要となることから、広報紙の内容や発行方法、SNSの活用方法ら運用ルールを見直すことで社協PR活動の強化を行います。



◎施策の実施計画（5か年）

施策	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
SNSの運用方針の策定、広報担当チームの設置	SNSの運用方針の策定検討	SNSの運用方針の策定、広報担当チームの設置検討	広報担当チームの設置	広報担当チームの設置	広報担当チームの設置
ホームページ、パンフレット等の見直し	パンフレット等の見直し検討	パンフレット等の見直し、ホームページの見直し検討	ホームページの見直し	ホームページの見直し	ホームページの見直し

5. 第3期中期経営計画の評価方法

第3期中期経営計画重点目標については、5か年の実施計画を中期経営計画策定委員会（正規職員会議等）で評価や進捗状況を確認し、必要に応じて理事会、評議員会等で進捗の説明を行います。

事業名	財源	R8	R9	R10	R11	R12(目標)
法人運営事業	町補助含む					
事務局長の設置	町補助					維持 (正規職員1名)
会計職員の設置	町補助					維持 (正規職員1名)
総務・庶務職員の設置	町補助					新規 正規職員1名
事務補助職員の設置	町補助含む					維持
総務・庶務・経理・管財	一般財源					実施
職員研修・職員会議	一般財源					キャリア形成のための階級別研修の検討
勤務形態の検討						業務を遂行しやすい体制づくり
退職積立事業	町補助含む					維持
中期経営計画の推進・評価						第4期計画(R13～5年間)
ファンドレイジング						寄附文化の定着推進
老人福祉センター管理経営事業	受託事業	指定管理				R13～5年間更新 (都市計画による再検討協議等含)
	非常勤職員の設置	指定管理委託				維持
	センター管理業務	指定管理委託				維持
地域福祉推進事業	町補助含む					
福祉活動専門員の設置	町補助一町委託					専任業務の確保 (正規職員1名)
地域福祉活動コーディネーターの設置3名	町補助一町委託					専任業務の確保 (正規職員3名)
地区担当制の整備 (コミュニティソーシャルワーカーの配置)	町補助					専任職員の確保
小地域福祉活動実践地区支援(15地区:16行政区)	町補助含む一町委託					19行政区
小地域福祉活動推進地区支援(3地区:3行政区)	町補助含む一町委託					3行政区
地域福祉活動推進委員育成(33地区:33行政区、57名)	町補助含む一町委託					40行政区
地域福祉活動計画書等関係						第5期計画(R11～5年間)
地域福祉推進懇談会	共募					内容検討
福祉まつり	共募					内容検討
町内イベントへの参加	共募					社協PR活動の強化
広報紙作成の検討	共募					年3回
SNSの活用方法、運用方法の検討	一般財源					運用方法の検討
各種統計調査など	一般財源					維持
生活支援体制整備事業	受託事業					生活支援コーディネーターの配置 (正規職員1名:専任業務の確保)
心配ごと相談事業	受託事業	受託料				維持
ふくしの相談窓口						連携強化
地域福祉権利擁護事業	県社協受託事業	町補助金含む				維持
	地域福祉権利擁護支援員の設置	町補助含む				嘱託職員2名、 新規(正規職員1名)
法人後見事業	法人後見	町補助				正規職員1名 (専任業務の確保)
	中核機関					受託検討
生活困窮者等自立相談支援事業	県社協補助					新規(正規職員2名) (専任業務の確保)
低所得関係事業						
	生活福祉資金貸付事務受託事業	県社協受託金含む				維持 (生活困窮者等自立相談支援事業)
	生活福祉資金相談員の設置	県社協補助				兼務 (生活困窮者等自立相談支援事業)
	福祉金庫貸付事業	町補助含む				兼務 (生活困窮者等自立相談支援事業)
高齢者関係事業						
	敬老会奨励事業	一般財源				維持
障害児・者関係事業						
	ふれあいバスハイキング	共募				廃止も含め事業内容検討
ひとり親家庭関係事業						
	一人だけの金婚式	一般財源				維持
	一日ふれあい交流会	共募				維持
法外援助事業						
	行旅病人旅費	一般財源				維持
介護者支援事業						
	家族介護者交流事業	一般財源				廃止も含め事業内容検討
ボランティアセンター事業						
	ボランティアコーディネーターの設置	町委託				新規 (正規職員1名)
	ボランティア養成講座	共募				維持
	ボランティア交流会	共募				維持
	ボランティア活動推進セミナー	共募				維持
	ボランティア活動費	共募				維持
	もしもし電話サービス	共募				維持
	季節のおたよりサービス	共募				維持
	音声訳サービス	共募				維持
	点訳サービス	共募				維持
	整髪サービス	共募				廃止も含め事業内容検討
	住民参加型在宅福祉サービスの検討	共募				
	社会福祉施設体験事業(ワークショップ)	共募				維持
	避難所体験キャンプ等の導入	共募				

事業名	財源	R8	R9	R10	R11	R12(目標)
ボランティア協力校事業	共募					維持
福祉教育等への協力	共募					維持
協力校会議などの開催	共募					維持
善意銀行の設置運営	一般財源					維持
災害ボラセン設置訓練の実施						
災害時福祉支援センターの設置						新規(職員配置)
人材バンクの整備						
生活維持法外サービス(困りごと支援員)の準備						
各種団体連携事業						
民生委員退任記念品	一般財源					維持
民生児童委員協議会助成金	一般財源					維持
身体障がい者福祉会助成金	一般財源					維持
ひとり親家庭福祉協議会助成金	一般財源					維持
更生保護女性会助成金	一般財源					維持
老人クラブ連合会助成金	一般財源					維持
各種委員会、協議会などへの参画	一般財源					維持
熊本県共同募金会大津町分会	事務費					維持
配分委員会の設置						
日本赤十字社熊本県支部大津町分区分	事務費・事業費					維持
介護保険事業						
介護保険法						
居宅介護支援事業	介護報酬					
介護予防・日常生活支援総合事業(介護居宅介護支援)	介護報酬					
通所介護事業	介護報酬					
介護予防・日常生活支援総合事業(通所)	介護報酬					
訪問介護事業	介護報酬					
介護予防・日常生活支援総合事業(訪問)	介護報酬					
介護用品などの無料貸し出し	一般財源					
障がい者居宅介護事業						
障がい者総合支援法						
居宅介護	介護給付費					
同行援護	介護給付費					
移動支援事業	介護給付費					
食の自立支援事業	受託事業	委託料	受託中止			行政による事業廃止
介護予防はつらつ元気づくり事業	受託事業	委託料				行政を含めた方向性の検討
介護予防型ミニデイふれあい事業	受託事業					行政を含めた方向性の検討
介護予防型ミニデイ指導員等の設置(5名)	受託料					正規職員1名、嘱託職員1名、パートタイム職員3名
介護予防型ミニデイ実施地区(27行政区・27回)	受託料					社協広報に掲載
ふれあいサロン推進事業	共募					通い場との連携強化
ふれあいサロン実施助成金	共募					維持
高齢者ホームサポート事業	受託事業	委託料				行政を含めた方向性の検討
地域包括支援センターの受託	受託事業					行政を含めた方向性の検討
生活維持法外サービス(困りごと支援員)	受託事業					行政を含めた方向性の検討

資料 1（第 4 期地域福祉計画・地域福祉活動計画から抜粋）

近年の天津町の状況

- (1) 人口の状況
- (2) 校区別人口増減・高齢化率等
- (3) 将来の人口推計
- (4) 高齢者世帯の様子
- (5) 平均寿命と健康寿命
- (6) 認知症人口の推移
- (7) 介護保険要介護認定状況
- (8) 介護保険料
- (9) 関連状況
- (10) 高齢者社会活動状況

資料 2（社会福祉協議会基本要項 2025 から抜粋）

資料 1 (第 4 期地域福祉計画・地域福祉活動計画から抜粋)

近年の天津町の状況

(1) 人口の状況

【年齢区分別の人口の推移と高齢化率等の推移】

国勢調査 (各年 10 月 1 日現在)

	総人口	年少人口 15 歳未満	生産年齢人口 15 歳～65 歳未満	高齢者人口 65 歳以上	年少人口割合 (%)	生産年齢人口割合 (%)	高齢者人口割合 高齢化率 (%)
平成 2 年	23,744	5,133	15,111	3,500	21.6	63.6	14.7
平成 7 年	26,376	5,445	16,634	4,296	20.6	63.1	16.3
平成 12 年	28,021	5,126	17,783	5,047	18.3	63.5	18.0
平成 17 年	29,107	4,810	18,530	5,553	16.5	63.7	19.1
平成 22 年	31,234	5,100	20,190	5,837	16.4	64.9	18.8
平成 27 年	33,452	5,706	20,813	6,933	17.1	62.2	20.7
令和 2 年	35,187	5,986	21,530	7,671	17.0	61.2	21.8

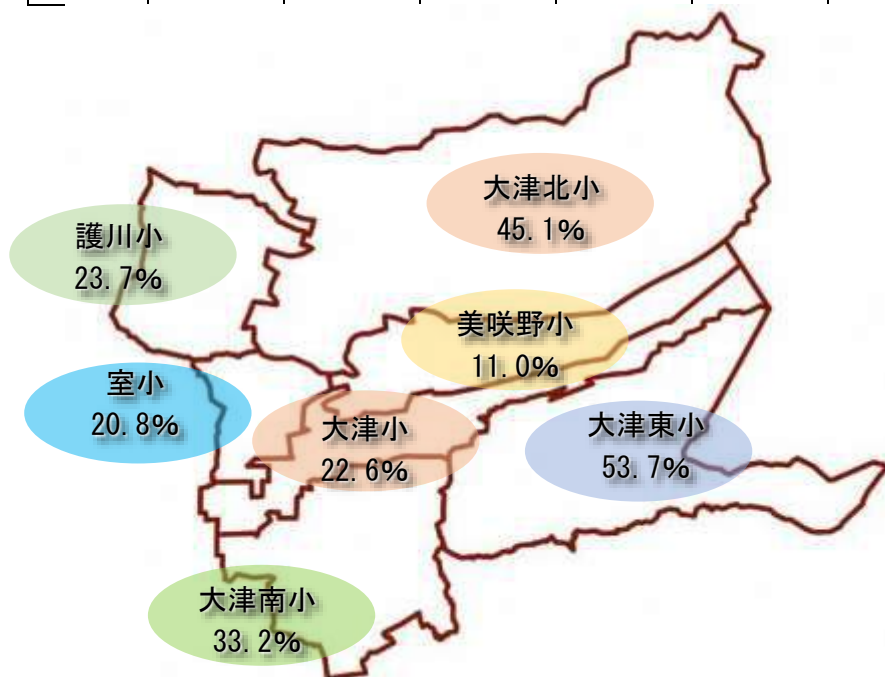


(2) 校区別人口増減・高齢化率等

住民基本台帳（各年3月31日現在）

校区	平成26年（2014年）			平成31年（2019年）			令和6年（2024年）		
	人口	世帯数	高齢化率（%）	人口	世帯数	高齢化率（%）	人口	世帯数	高齢化率（%）
大津	11,858	4,811	18.0	13,238	5,385	20.7	13,172	6,080	22.3
大津北	1,862	691	34.4	1,661	682	39.9	1,450	675	45.2
大津東	1,556	562	36.9	1,364	556	45.2	1,205	545	52.3
大津南	3,746	1,408	27.4	3,570	1,414	31.4	3,586	1,576	32.3
美咲野	4,584	1,515	7.5	4,874	1,590	8.8	5,617	2,020	11.6
室	6,407	2,666	17.4	7,474	3,049	19.4	7,162	3,429	20.6
護川	2,822	1,093	24.2	2,801	1,192	26.8	3,031	1,356	25.8
組外	618	348	8.4	869	442	10.8	722	381	14.1
計	33,453	13,094	19.6	35,851	14,310	21.9%	35,945	16,062	23.3

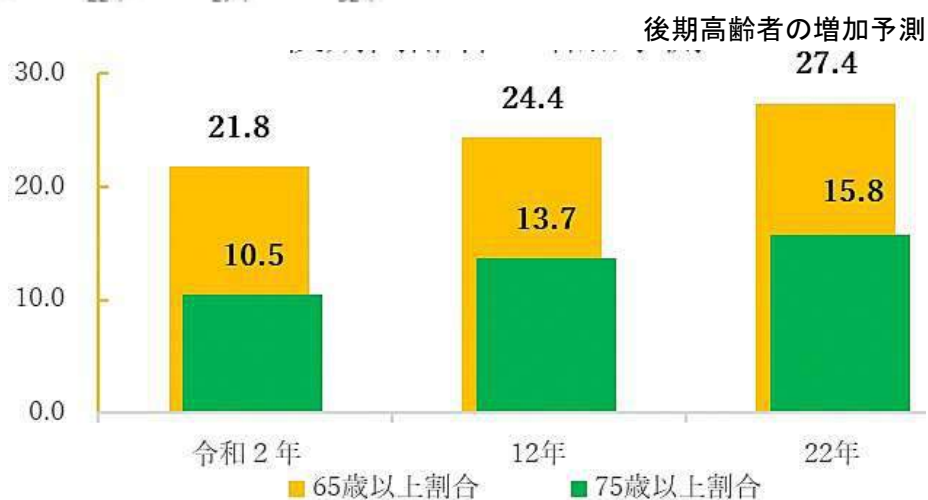
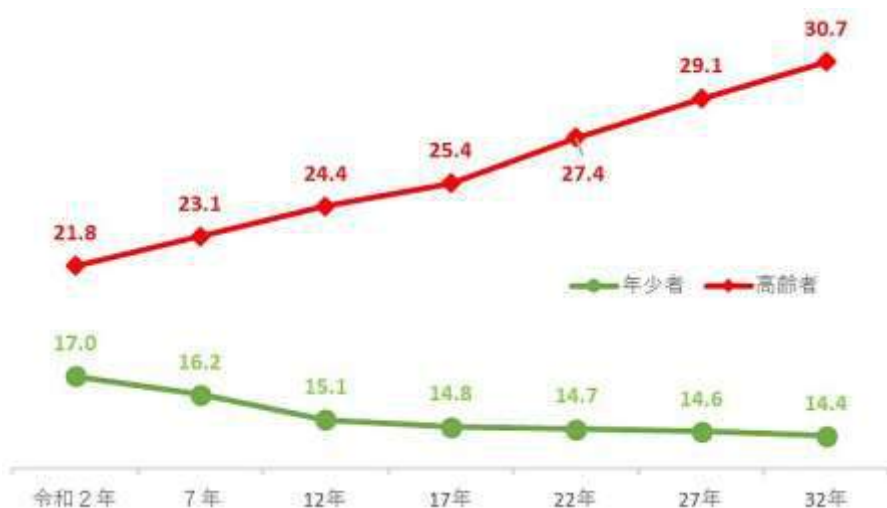
校区	令和7年度			令和8年度		
	人口	世帯数	高齢化率（%）	人口	世帯数	高齢化率（%）
大津	12,780	6,081	22.3	12,696	6,142	22.6
大津北	1,461	712	44.5	1,427	712	45.1
大津東	1,181	546	52.6	1,158	537	53.7
大津南	3,595	1,624	32.6	3,625	1,683	33.2
美咲野	5,377	1,872	11.0	5,348	1,907	11.0
室	8,635	4,366	20.4	8,731	4,463	20.8
護川	3,440	1,660	23.7	3,492	1,743	23.7
組外	695	358	18.9	707	364	17.8
計	36,469	16,861	23.2	36,477	17,187	23.5



(3) 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所

	人口	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	(再掲)75歳以上	年少人口割合(%)	生産年齢人口割合(%)	高齢者人口割合(%)	(再掲)75歳以上割合(%)
令和2年(2020年)	35,187	5,986	21,530	7,671	3,709	17.0	61.2	21.8	10.5
令和7年(2025年)	36,213	5,851	21,998	8,364	4,371	16.2	60.7	23.1	12.1
令和12年(2030年)	36,841	5,579	22,275	8,987	5,041	15.1	60.5	24.4	13.7
令和17年(2035年)	37,219	5,516	22,265	9,438	5,525	14.8	59.8	25.4	14.8
令和22年(2040年)	37,324	5,484	21,626	10,214	5,880	14.7	57.9	27.4	15.8
令和27年(2045年)	37,126	5,435	20,895	10,796	6,034	14.6	56.3	29.1	16.3
令和32年(2050年)	36,639	5,285	20,091	11,263	6,525	14.4	54.8	30.7	17.8



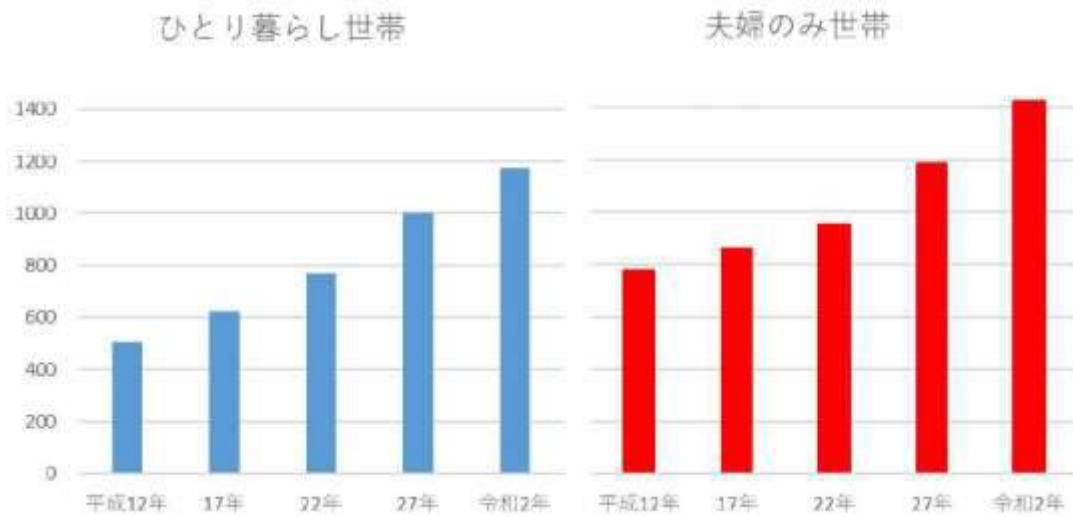
	令和2年	令和12年	令和22年
総人口	35,187人	36,841人 (1.05倍)	37,324人 (1.06倍)
65歳以上	7,671人	8,987人 (1.17倍)	10,796人 (1.33倍)
75歳以上	3,709人	5,041人 (1.36倍)	6,034人 (1.59倍)

(4) 高齢者世帯の様子

国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

	一般世帯数 A	65 歳以上の親族のいる一般世帯							
		総数 B	割合 (%) B/A	単独世帯 C	割合 (%) C/A	夫婦のみ 世帯数 D	割合 (%) D/A	その他の 世帯数 E	割合 (%) E/A
平成 17 年	9,770	3,487	35.7	625	6.4	863	8.8	1,999	20.5
平成 22 年	11,451	3,766	32.9	771	6.7	952	8.3	2,043	17.8
平成 27 年	12,678	4,340	34.2	1,002	7.9	1,188	9.4	2,150	17.0
令和 2 年	14,135	4,830	34.2	1,175	8.3	1,425	10.1	2,230	15.8

高齢者世帯の状況（数値は世帯数）



(5) 平均寿命と健康寿命

市区町村別生命表

	大津町		熊本県		全国平均	
	男	女	男	女	男	女
平成 17 年	79.7	86.6	79.22	86.54	78.79	85.75
平成 22 年	80.6	87.4	80.29	86.98	79.59	86.35
平成 27 年	81.8	87.8	81.22	87.49	80.77	87.01
令和 2 年	82.4	88.5	81.91	88.22	81.5	87.6

参考：熊本県の平均寿命と健康寿命（令和 6 年 12 月発表）

	男性	女性
平均寿命（令和 2 年）	81.91 歳 全国 9 位	88.22 歳 全国 5 位
健康寿命（令和 4 年）	72.21 歳 全国 31 位	75.34 歳 全国 31 位
平均寿命と健康寿命との差	9.70 歳	12.88 歳

参考：熊本県の平均寿命の推移

	男性		女性	
	平均寿命	全国順位	平均寿命	全国順位
昭和45年	69.1歳	32位	75.0歳	26位
昭和55年	73.6歳	17位	79.4歳	12位
平成2年	76.3歳	19位	82.9歳	3位
平成12年	78.29歳	4位	85.36歳	4位
平成22年	80.29歳	4位	86.98歳	4位
平成27年	81.22歳	7位	87.49歳	6位
令和2年	81.91歳	9位	88.22歳	5位

(6) 認知症人数の推移

町役場資料

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症高齢者 A	1,034	975	847	1,006	918
65歳以上人口 B	7,746	7,963	8,166	8,259	8,391
A/B×100(%)	13.3	12.2	10.4	12.2	10.9

認知症の状況



(7) 介護保険要介護認定状況

介護保険事業状況報告年報 9 月現在

	第 1 号被保険者	認定者数	認定率(%)
令和元年度	7,686	1,445	18.5
令和 2 年度	7,882	1,506	18.7
令和 3 年度	8,069	1,543	18.8
令和 4 年度	8,160	1,569	18.8
令和 5 年度	8,292	1,578	18.6
令和 6 年度	8,373	1,564	18.6

(8) 介護保険料（基準額）

	第 5 期 24～26 年度	第 6 期 27～29 年度	第 7 期 平成 30 年度～ 令和 2 年度	第 8 期 令和 3 年度～ 5 年度	第 9 期 令和 6 年度～ 8 年度
大津町	5,100 円	5,600 円	6,750 円	6,400 円	6,400 円
熊本県	5,138 円	5,684 円	6,374 円	6,240 円	6,190 円
全 国	4,972 円	5,514 円	5,869 円	6,014 円	6,225 円

(9) 関連状況

●外国籍の人口

	町人口	外国人	
		人数	割合(%)
平成 22 年	31,234	109	0.35
平成 27 年	33,452	120	0.36
令和 2 年	35,187	423	1.20

●障がい者に関する状況

各年 3 月末時点（総人口は住民基本台帳）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
身体障害者手帳	1,179	1,176	1,169	1,172	1,168
精神障害者保健福祉手帳	245	267	292	334	372
療育手帳	342	346	357	389	402
計 (A)	1,766	1,789	1,818	1,895	1,942
総人口 (B)	35,162	35,434	35,757	35,843	35,945
A/B×100 (%)	5.02	5.05	5.08	5.29	5.40

●生活保護の状況

各年3月末時点。保護率は人口比（＝受給者／町総人口）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活保護世帯	173	171	182	184	186	184	181
保護率‰	6.99	6.65	7.06	6.8	7.20	6.91	6.63

※保護率単位パーミル（千分率）

●生活困窮に関する相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規相談件数	81	152	137	83	76	16	17

●権利擁護等相談件数

	権利擁護・ 成年後見制度相談	消費者被害相談	高齢者虐待相談
令和元年度	10	84	14
令和2年度	18	83	7
令和3年度	17	89	8
令和4年度	22	85	12
令和5年度	14	90	15
令和6年度	12	127	12
令和7年度	23	116	17

●ひとり親（母子・父子）世帯の状況

国勢調査

	一般世帯数	男親と子ども からなる世帯		女親と子ども からなる世帯		合計	
		世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
平成22年	11,451	122	1.07	824	7.20	946	8.27
平成27年	12,678	153	1.21	1,028	8.11	1,181	9.32
令和2年	14,135	166	1.17	1,203	8.51	1,369	9.68

(10) 高齢者社会活動状況

●65 歳以上就業率

国勢調査

	大津町就業率	県内順位	熊本県平均	全国平均
平成 22 年	18.55%	30	19.06%	20.35%
平成 27 年	22.73%	23	21.94%	21.94%
令和 2 年	26.62%	25	25.78%	24.69%

●老人クラブ加入状況

熊本県高齢者支援課調べ

	60 歳以上人口 (人) A	老人クラブ数	会員数	加入率 (%) B/A
令和 1 年度	9,774	22	673	6.9%
令和 2 年度	9,938	22	649	6.5%
令和 3 年度	9,911	18	550	5.5%
令和 4 年度	10,050	18	506	5.0%
令和 5 年度	10,162	15	397	3.9%
令和 6 年度	10,269	14	399	3.9%

●シルバー人材センター活動状況

熊本県高齢者支援課調べ

	3 月末会員	就業延べ人員 (人日)	受注件数 (件)	契約金額 (千円)
令和 3 年度	305	24,932	1,028	125,135
令和 4 年度	306	26,575	993	142,773
令和 5 年度	287	25,256	1,021	134,647
令和 6 年度	280	23,531	1,000	127,795

●住民運営の通いの場

厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況

	合計		開催頻度					
			週 1 回以上		月 2 回以上		月 1 回以上	
	箇所数	参加者 実人数	箇所数	参加者 実人数	箇所数	参加者 実人数	箇所数	参加者 実人数
令和 1 年度	19	352	9	188	3	40	7	124
令和 2 年度	14	247	5	99	5	88	3	38
令和 3 年度	17	289	7	122	5	92	5	75
令和 4 年度	20	333	9	143	5	86	6	104
令和 5 年度	26	502	9	168	8	132	9	202

令和 2 年度は「開催本土を把握していない」が 1 カ所 22 人あり、合計数は合わない

資料 2 (社会福祉協議会 基本要項 2025 から抜粋)

社会福祉協議会 基本要項2025

I. 社会福祉協議会の使命、組織特性、活動原則

1. 社会福祉協議会の使命と住民主体の理念

(1) 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

(2) 住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、

- ①住民を中心に置くこと
- ②住民のニーズに基づくこと
- ③住民の主体形成と組織化を基礎とすること である。

2. 社会福祉協議会の組織

(1) 社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

(2) 社会福祉協議会の組織特性

社会福祉協議会は、次の5つの組織特性を有する。

- ①住民や地域の関係者による協議体組織
- ②地域福祉を創造する運動体組織
- ③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

3. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の活動原則をふまえ、各地域の特性を活かした活動を進める。

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動基盤の原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則
- ⑤連携・協働の原則
- ⑥専門性の原則

II. 社会福祉協議会の機能

1. 市区町村社会福祉協議会の機能

市区町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ②組織化、連絡調整
- ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④相談支援
- ⑤権利擁護
- ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑦福祉教育の推進
- ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑨災害時等の支援
- ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施

2. 都道府県社会福祉協議会の機能

都道府県社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

- ①市町村社協の支援と協働
- ②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ③組織化、連絡調整
- ④福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ⑤相談支援
- ⑥権利擁護
- ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑧福祉教育の推進
- ⑨福祉人材の確保・育成・定着支援
- ⑩災害時等の支援
- ⑪福祉の財源確保および助成の実施

3. 指定都市社会福祉協議会の機能

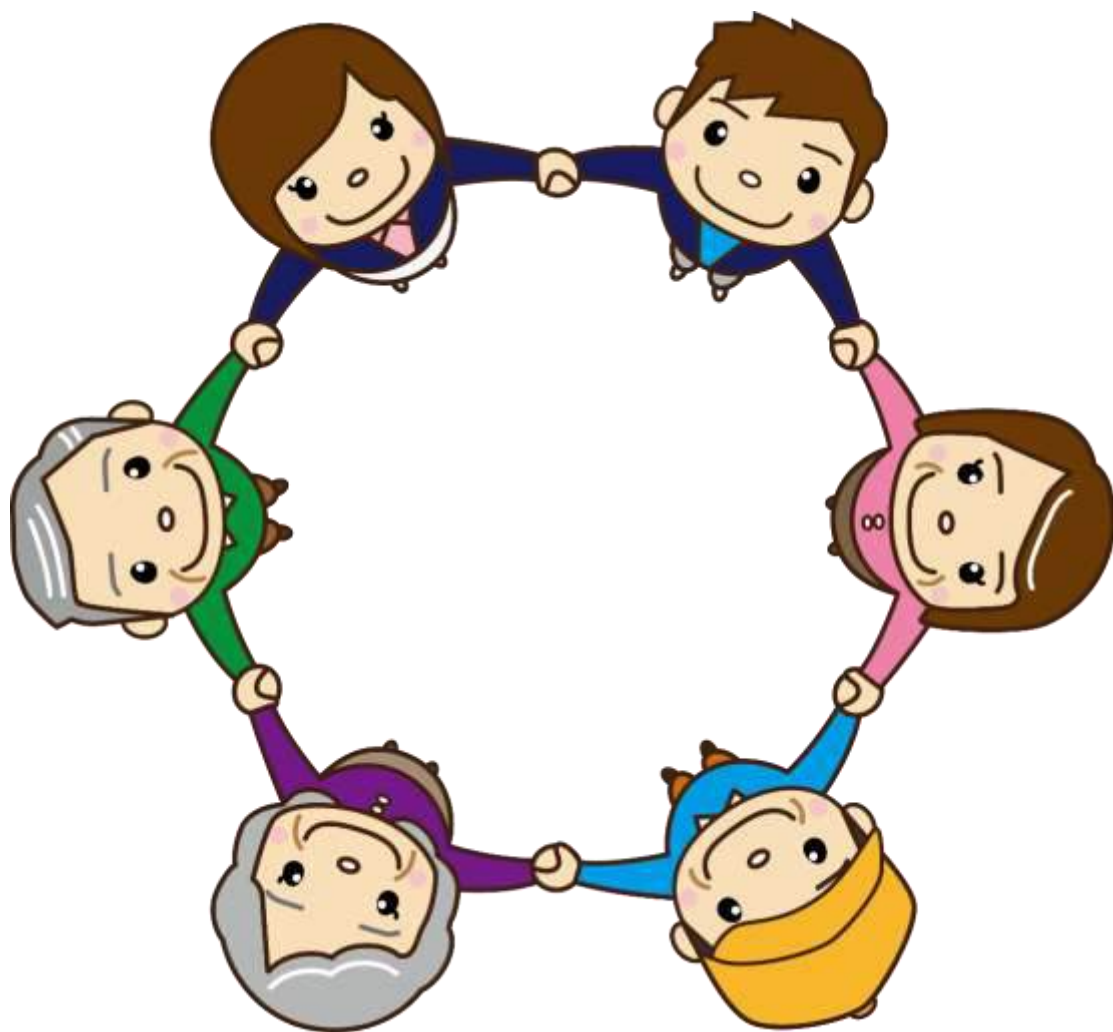
指定都市社会福祉協議会は、地域の実情に応じて、次の機能を果たす。

- ①区社協の支援と協働
- ②住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ③組織化、連絡調整
- ④福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ⑤相談支援
- ⑥権利擁護
- ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑧福祉教育の推進
- ⑨地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑩災害時等の支援
- ⑪地域福祉の財源確保および助成の実施

4. 全国社会福祉協議会の機能

全国社会福祉協議会は、次の機能を果たす。

- ①都道府県・指定都市社協、市区町村社協の支援と協働
- ②多様な主体の福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ③全国域における組織化、連絡調整
- ④福祉活動・事業の企画、推進
- ⑤全国における相談支援の取り組みの推進
- ⑥全国における権利擁護の取り組みの推進
- ⑦調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
- ⑧福祉教育、啓発活動の推進
- ⑨福祉人材の育成・研修の実施
- ⑩災害時等の支援
- ⑪福祉の財源確保および助成の実施
- ⑫国際福祉活動の推進および支援



社会福祉法人大津町社会福祉協議会

令和8年3月作成